

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和3年12月9日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時6分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 田村 繁已 副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	調査係長 中川 真理	議事係主任	橋本 圭司
出席説明員	<p>【教育委員会】</p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 入江 卓司 教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀 学校教育課課長補佐 西尾 靖子 総合教育センター所長 安田 直人 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷村 彰彦 文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文 生涯学習・スポーツ課長 中原 登 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一 生涯学習・スポーツ課施設係長 岸本 和也 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 川上 哲実 中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 大角 正道</p> <p>【経済観光部】</p> <p>経済観光部長 平井 圭介 次長兼経済・雇用戦略課長 大野 正美 経済・雇用戦略課課長補佐 古網 竜也 経済・雇用戦略課市場開拓係長 岩崎 勝紀 経済・雇用戦略課雇用政策係長 保木本 淳 企業立地・支援課長 西田 茂樹 企業立地・支援課参事 綱田 正 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二 企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課参事 米澤 裕治 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二 観光・ジオパーク推進課観光振興係長 川口 隆 経済観光部参事 前田 武志</p> <p>【農林水産部】</p> <p>農林水産部長 田中 英利 農政企画課長 山川 泰成 農政企画課課長補佐 蔵増 達弘 林務水産課課長 山口 真二</p>		

	林務水産課課長補佐 下石 直生 農村整備課長 坂本 武夫 農村整備課課長補佐 大和谷雅人 【農業委員会】 事務局 長 谷口 博信
傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

【教育委員会】

◆田村繁巳委員長 おはようございます。ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、まず教育委員会の議案説明、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部・農業委員会と進めてまいります。議案につきまして、本日は付託前の事前調査という位置づけで行っており、質疑は行いませんので御承知おきください。ただし、聞き取りにくかった点、用語の確認は可能ですのでよろしく願いいたします。また、請願の審査を1件行いますので、こちらもよろしく願いいたします。

教育委員会の審査に入ります。初めに尾室教育長に御挨拶をいただきたいと思います。尾室教育長。

○尾室高志教育長 皆さん、おはようございます。教育長の尾室高志です。本日は文教経済委員会の開催、ありがとうございます。

コロナの関係で申しますと、鳥取市保健所管内では10月29日以降陽性者が出ていないという状況であります。学校関係におきましても、8月27日に賀露小学校で陽性者が判明して以降、3か月以上にわたって陽性者が出ていないという状況で、学校では感染対策に万全を期しながら、工夫しながら教育活動に取り組んでいるところであります。今後とも感染対策をしっかりとしながら、子供たちのために教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、来年、年明けて1月3日に予定しております成人式についてですが、対象者が1,845名ということですが、このたびの申込みが今のところ1,200名を超えておりまして、やはり新成人にとってみれば一生に一度の成人式、これは非常に大切なものだと思っております。教育委員会といたしましても1月3日の開催に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと思いますし、感染対策も万全を期してまいります。無事開催できることを心から願うものであります。

本日は議案第143号の補正予算、教育委員会所管につきましては1,090万余りの補正の増額ということでお願いしております。また、報告事項2件お願いしたいと思います。いずれも担当課長等から説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしてい

きますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**田村繁巳委員長** それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。安本次長。

○**安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。令和3年度一般会計補正予算案、教育委員会の所属に属する部分につきまして、お配りしております文教経済委員会資料で御説明させていただきます。歳入予算につきましては歳出予算を説明する中で必要に応じて触れさせていただきます。なお、今回の補正につきましては人件費の決算見込みによる補正が多くありますけれども、4月の人事異動に伴う自然増減、それから時間外手当等の決算見込額が固まったことによる増減になっておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは本日お配りしております資料、文教経済委員会資料3ページをお開きください。1段目、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、放課後児童対策事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。事業別概要書は44ページ下段になります。補正額110万4,000円、財源は68万4,000円が交付金でございます。また、42万円が一般財源となっております。これは学校施設を活用した放課後児童クラブ運営を進めていくための経費になります。現在、本市の児童クラブは74クラブございまして、学校内の空き教室のほか、専用施設や公民館などの公共施設、それから民間施設を利用し開設しております。学校外の施設では保育空間に限られるほか、交通安全とか防犯の面で移動に伴うリスク等が課題として上げられております。また、学校内に空き教室がない場合、図工室でありますとか家庭科室など特別教室を学校と利用時間帯を分けながら共用しておりますけれども、大規模校においてはクラス数が多いことなどから時間割の編成等で困難を来しております。児童クラブが使用すると教育活動に支障が出てしまうという課題がございます。それから今後、国県が進めてまいります3年生以上の少人数学級に伴う学級増等も想定されるということから、今後、学校内の普通教室を児童クラブの活動場所として共用活用していきたいと考えております。まずは岩倉小学校で環境を整備し、学校と連携しながら取り組むための予算を上げさせていただいております。36万8,000円の3クラス分ということで、110万4,000円になります。

続きまして2段目、学校一時預かり事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）でございます。事業別概要書45ページ上段になります。補正額148万8,000円、財源は92万2,000円が交付金、56万6,000円が一般財源となっております。現在、本市の市立学校では、教職員や児童生徒にコロナ陽性者の確認が出た場合、ひとまず1週間程度の臨時休業と併せて児童クラブも閉所としております。PCR検査を得て感染拡大の可能性がないことが確認でき次第、できるだけ速やかに学校を再開しておりますけれども、その再開までに2日間程度は必要でございまして、休業・閉所となっている現実がございます。この間の学校での一時預かりをNPO法人に委託しまして実施するための予算となっております。1日当たり6万2,000円、これを休業期間の2日間ということで、12校分を想定しまして148万8,000円としており

ます。

続きまして4ページをお開きください。2段目になります。教育振興費、語学指導等外国青年招致事業費、事業別概要書は45ページ下段となります。補正額は945万1,000円の減となります。内訳は、コロナの影響によりましてALTの来日が遅れたために、人件費が1,012万7,000円の減額。それから新規ALT、本年度9人の来日を見込んでおりますが、ALTが勤務する際、事前にPCR検査を行う費用として13万4,000円の増。それからアパートの敷金の費用として32万9,000円の増。それから古い洗濯機・冷蔵庫の買換え費用としまして21万3,000円の増額となっております。

学校教育課、以上でございます。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。資料のほうは5ページになります。5ページの一番上、学校維持補修費（小学校・通常）でございます。事業別概要は42ページの上段になります。補正額として2,517万4,000円ということになっております。内容としましては、各種点検によりまして至急修繕が必要なものについて計上しております。消防設備点検の指摘事項によるものが遷喬小学校ほか15校ということで415万4,000円、防火設備点検によるものが久松小学校ほか1校ということで254万2,000円、自家用電気工作物点検によるものが逢坂小学校ほか10校ということで673万6,000円、そのほかの点検結果に基づく緊急修繕が合計48か所ということで1,174万2,000円ということになっております。全て一般財源で対応ということになっております。

次が、次の段の学校維持補修費（小学校・大規模）ということになっております。補正額が825万円ということで計上しております。これは富桑小学校の受水槽のほうに破損いたしましたので、2層式ということで、今、1層のほうに壊れましたので、もう1層のほうを使って対応しております。水関係ということで早急に修理が必要というものでございます。825万円計上しております。財源としてはそのうち740万を起債ということで充てております。

その次が一般管理事務費（小学校）ということで、こちらは事業別概要の43ページのほうになります。補正額は18万円ということで、これはガスの保守点検、業者の点検結果に基づいて至急修繕が必要なものについて計上しております。日進小学校ほか3校ということでございます。18万円は一般財源でございます。

資料5ページの一番下、学校維持補修費（中学校・通常）ということで826万9,000円計上しております。これも小学校と同様に各種修繕結果に基づく修繕でございます。消防設備点検によるものが南中学校ほか4校ということで44万1,000円、防火設備点検によるものが鹿野学園44万8,000円、自家用電気工作物点検によるものが鹿野学園ほか1校ということで68万1,000円、そのほか点検事項による緊急修繕が合計25か所、655万3,000円ということと、消火器更新ということで、桜ヶ丘中学校ほか3校ということで14万6,000円となっております。

めくっていただきまして資料が6ページ、事業別概要は44ページのほうになります。一般管理事務費の中学校でございます。補正額22万円ということで、こちらはガス設備の点検結果によるものということで、河原中学校ほか2校ということで、22万円は一般財源で対応すること

にしております。

教育総務課は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。資料6ページの下から2項目めになります。社会教育費、文化財保護費、因幡万葉歴史館管理費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）でございます。事業別概要は46ページの下段となります。予算要求額301万6,000円で国県支出金271万2,000円となっておりますが、その内訳は国庫補助が150万7,000円、地方創生臨時交付金が120万5,000円でございます。一般財源は30万4,000円になります。国の文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金を活用して、かねてより因幡万葉歴史館の来館者から要望の多い和式トイレの洋式化等を行うものでございます。現在、来館者が使用できる9据のトイレがありますが、新型コロナウイルス感染症対策として、6据の和式トイレのうち、抗菌便座の洋式トイレへの改修を4据、既に洋式トイレとなっているものにつきましても、抗菌対策がされていない2据の便座を抗菌便座へと交換します。このことによりまして抗菌対策された洋式トイレが7据、和式トイレが2据となります。さらに手を差し出せば水が出る蛇口の自動センサー化を10口実施するものでございます。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。それでは7ページを御覧ください。上から3つ目です。社会教育施設管理費で集会所管理費、事業別概要は47ページの上段でございます。補正額が136万2,000円ということで、財源は一般財源でございます。一番右側の欄を御覧ください。建築基準法12条点検等の指摘事項による修繕ということで、5施設の修繕経費を計上しております。①番としまして、国府町のコミュニティセンターの非常用照明取替修繕ということで4万5,000円。②番、用瀬町民会館の非常用照明取替修繕ということで10万円。③番、これも同じく用瀬町民会館のエレベーターの修繕ということで73万5,000円でございます。④番、佐治町のコミュニティセンターの非常用照明修繕の41万7,000円ということでございます。⑤番、気高町のコミュニティセンターの非常用照明取替修繕ということで6万5,000円ということで、合計しまして136万2,000円の予算計上をさせていただいております。

続きまして、文化センターの施設整備費というところでございます。事業別概要47ページの下段でございます。補正額としまして196万3,000円、財源内訳は一般財源でございます。これは文化センターにあります自家用電気工作物の点検の指摘事項によりまして、高圧受電設備の更新をするということで予算計上をさせていただいております。これでは建物の外に設置しております受電設備が経年劣化ということで、機能低下の恐れがあるということで指摘事項ということで対応するものでございます。

続きまして下から2つ目でございます。さじコスモスの館運営管理費でございます。事業別概要は48ページの上段でございます。補正額が24万5,000円、右の財源内訳としましては一般財源でございます。右欄を御覧いただきたいと思います。これもさじコスモスの照明取替修

繕ということで24万5,000円、これは水銀灯の照明設備なんですけど、これをLED化することで24万5,000円予算計上させていただいております。以上です。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる保健学校給食課長 学校保健給食課山根です。資料次ページ、8ページをお願いいたします。保健体育費、学校給食費、一般管理費（学校給食センター）、資料の1番目になります。事業別概要は46ページ上段となります。補正額が635万2,000円です。こちらは人件費に伴うもの以外の部分で、給食センターの施設設備の老朽化によりまして、今年夏以降不具合が起こっております部分につきまして修繕を行うためにこのたび補正の計上をさせていただいております。内容につきましては資料右側に記載しております6センター、13か所の修繕が全ての内容となります。また、早急に対応のほうが必要な箇所につきましては財政のほうと相談の上、既存の予算を流用し対応をさせていただきました。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。それでは真ん中より下辺りです。体育施設費の東京オリンピック関連事業費ということころでございます。補正額が減額補正ということで233万7,000円でございます。財源内訳は一般財源でございます。一番右の欄を御覧いただきたいと思います。東京2020オリンピック聖火リレー・パラリンピック聖火フェスティバル終了に伴う決算見込みによる減額ということで減額補正をさせていただいております。これは今年の5月ですけど、県庁から鳥取駅までの間ですけど、5月22日に聖火リレーが鳥取市内で開催されておまして、これにつきまして新型コロナの影響で規模を縮小ということで出発式ですとか、そういったもろもろの式典等が縮小なり中止になっておまして、減額補正ということで予算計上させていただいております。

次に体育施設管理費でございます。事業別概要は48ページの下段でございます。補正額としまして82万5,000円でございます。財源内訳は一般財源でございます。右欄を御覧いただきたいと思います。①番としまして、建築基準法12条点検の指摘事項による修繕ということで、気高町の農場者トレーニングセンターの防火扉等の修繕43万3,000円でございます。②番、自家用電気工作物点検の指摘事項ということの修繕でございます。これは青谷町の農林漁業トレーニングセンターの構内柱上開閉器取替ということで39万2,000円予算計上をさせていただく、これもいずれも経年劣化ということで修繕の経費を予算計上させていただいております。

次に屋外体育施設管理費でございます。事業別概要は49ページの上段になります。補正額としまして34万6,000円で、財源内訳としましてはその他ということで、右側の欄のほう御覧いただきたいと思いますが、公共施設等整備基金繰入金ということで財源を充てております。一番右の欄でございますけど、これは河原町の散岐屋内ゲートボール場の解体、これ県道の拡幅に伴いましてゲートボール場の解体を行っております。それに伴う家屋損傷補償金ということで4所有者の方に補償金ということで予算計上させていただいております。内容としましては基礎の亀裂ですとか、内装クロスの亀裂、外壁モルタルの亀裂、内装クロスの際間の修繕というような内容になっております。調査対象としましては16施設ありまして、そのうち4所有者に補償金等ということで予算計上を34万6,000円計上させていただいております。以上でご

ざいます。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 債務負担行為について御説明したいと思います。資料のほうは9ページ、事業別概要のほうは65ページになります。資料のほうは主に図面のほう見ていただけたらと思います。説明のほうは事業別概要のほうでさせていただきたいと思います。内容としまして、事業名ということで大規模改造事業費（中学校）ということでございます。これは湖東中学校のほうが昭和53年から平成4年に建てられたということで大分老朽化が進んでおります。そうしたことから長寿命化改良工事を行うということで考えております。このたびの債務負担行為につきましては湖東中学校の長寿命化の工事に当たりまして仮設校舎を建てるということで、建てた後、賃貸借ということで令和3年～7年までの債務負担行為ということで考えております。金額は4億4,825万円ということで想定しております。

下の今後の取組を御覧いただけたらと思います。スケジュールのほう記載しております。このたびの債務負担行為に係る仮設校舎建設とリースのほうが4年～7年にかけてということで考えております。それで、実際の長寿命化改良工事のほうが1期と2期に分けております。これは資料の左側の下のほうに書いてありますけども、面積がトータル書いてございますが、これ全部足しますと7,600平米でございます。非常に大規模でございます。そうしたことから工期のほう2つに分けます。1期工事と2期工事ということでございます。右側の図面のほう見ていただきますと1期工事が赤枠の部分でございます。これが令和4年～令和5年まで実施するというので、2期工事のほう青い部分で、これが令和5年～令和6年ということで実施を行います。1期工事の実施中に1期工事に該当する部分の教室であったり、特別教室であったり仮設校舎に移設するというので、1期が完成しましたら今度は引っ越しをしまして1期のところにまた引っ越しをし直して、2期工事に該当する箇所が今度仮設校舎のほうに引っ越しをするということで工事のほうは進めてまいりたいと思います。仮設校舎については令和7年度中に解体ということで予定しております。

説明につきましては以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

体験的学習活動等休業日の導入について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので報告について伺いたいと思います。

体験的学習活動等休業日の導入についての御報告をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本です。資料2付議案等説明資料の2ページ、3ページをお開きください。体験的学習活動等休業日の導入について御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、コロナのワクチン接種が円滑に進む中、現在行っております当面のこのコロナ対策を引き続き行いながらコロナ禍の終息後を見据えた地

域経済の立て直しと、コロナ禍を教訓とした新しい社会づくりがこれからの課題であるというふうに考えております。本市における「人を大切にすまち、鳥取市」を合言葉にしました新型コロナウイルス感染症からの鳥取市復興・再生プラン、通称明るい未来プランにおきまして復興政策の中心に人を据えて、人を中心にコロナ後の持続可能な地域経済の再生と市政の振興を図って鳥取市を次の世代に引き継ぐことを目指していききたいというふうに考えております。

その中で、教育の側面におきましてコロナ禍で大きく制限を受けました学校教育における体験活動はもとより、社会教育における体験活動、そして家庭や地域での触れ合いの機会を今後取り戻していきたいというふうに考えているところでございます。その施策としまして、市内小・中・義務教育学校と市立の幼稚園3園、福部未来学園幼稚園、河原幼稚園、こじか幼稚園になりますが、これらに体験的学習活動等休業日を導入したいと考えております。

概要としましては、4月末からのゴールデンウィークと11月の文化の日を挟む連休の中日等を閉庁としまして休業日とすることで連続した休日を設定しまして、家庭及び地域における体験的な学習活動の機会をつくり出すものでございます。令和4年度は、春は7連休、秋は4連休となります。子供たちが休みになりましたら保護者の方も動きやすくなります。社会全体での年休取得の促進にもつながります。地域や様々な社会教育団体・企業などが体験的活動等につながるイベントが組みやすくなるのではないかと、そういった効果も期待できると考えております。

体験的学習活動等休業日につきましては、保護者の中にはお休みが取れないというような方もありますので、そういった方々の就労をサポートするという事も併せて行う予定でございます。体験的学習活動等休業日については、放課後児童クラブは開設します。それから市立幼稚園3園につきましても、隣接する保育園のほうで預かり保育を実施する予定にしております。

併せて教職員におきましても、現在年間の年休取得平均は11.9日というような状況ですけれども、その辺りをこの体験的学習等休業日の年休促進も併せて働き方改革を進めていきたいというふうに考えております。

今後はPTA連合会、それから自治連合会、商工会議所への説明をしまして、12月下旬の定例教育委員会におきまして学校管理規則と幼稚園管理規則を一部改正した後、令和4年度からの実施に向かう予定でございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 この体験的学習活動等休業日の導入ということですよね。これは全県的な県教委の、もちろんここにも学校教育法施行令とかあるんですけども、これ全国的な動きですか。例えばコロナの関係にしても様々な地域的にかなりの広がりもまちまちなんですけども、この全県的にこういう形でやっていくのか、いや、鳥取市独自の考え方なのか、そこら辺りの考え方だけ教えてください。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長学校教育長 学校教育課安本でございます。この体験的学習活動等休業日は平成29年に法律が改正されまして導入が可能となった制度でございます。つまりコロナ禍の前から

実施が可能である施策であります。全国的にはまだまだ浸透はしていないような状況ですが、例えば市制が成立した記念日を体験的活動等休業日に設定をしてお休みにするなんていうような市町も実践上あるように聞いております。本市としましてはコロナ禍の復興・再生プランの中の位置づけとして導入したいということをお先ほど申し上げましたが、全県的な動きということにはまだなっておりません。ただ、県の教育委員会等の情報では働き方改革ということで、こういったものを全県的に取り入れる方向はどうだろうかということは各市町に打診はされているようでございます。現在、鳥取県内の4市につきましては、来年度導入するのは鳥取市だけというふうに聞いております。それから他の県内の町村につきましては、中部で1町導入する予定があるというふうな情報は聞いておりますが、ちょっとここは正式には確認はできておりません。それから東部管内では鳥取市のみというような動きですので、もし、鳥取市の取組が大きな成果が出てくるようであれば、全県的な動きに波及する可能性もあるのかなというふうに思っております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 確認で、今、鳥取市のみということでしたが、鳥取市の全部で実施するのかということ。それから、そうするとさっき働いている保護者、動きやすくなると言われてましたけど、子供だけ動いてもいけないので、そこら辺の児童は放課後児童クラブ、それから市立幼稚園は、ちょっともう一遍、幼稚園や保育園等にも影響してくると思うんですけど、そこら辺の体制はどうなるかということをもう一遍教えてください。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。学齢期のお子さんをお持ちの保護者さんとか、それから幼稚園に通わせておられる保護者さんが、年休を取っていただいて、子供が休みなので豊かな体験活動、また、家庭の触れ合い等をしていただけたらというふうに願っておりますけれども、なかなか就労上、そういうふうな御家庭ばかりではないというふうに思っております。今後、商工会議所等でも説明をさせていただきますけれども、各企業さんにおいてはそういったお子さんをお持ちの保護者さんが安心して年休取得ができるような働きかけができないかということもお願いしていく予定ではございます。ただ、先ほども説明しましたが、そのような中でもやはり休みが取れないというような家庭につきましては、従来どおり学齢期の子供については、放課後児童クラブで受入れ体制を整えるということでございます。

それから保育園と同様に幼稚園に通わせておられる保護者さんについては、幼稚園の子供を家庭に置いておくわけにはいけませんので、希望があれば近隣の保育所のほうで預り保育を実施するということですので、家庭で幼児期の子供たちだけで過ごすということは極力避けられるような体制を整えているということでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。岩永委員。

○岩永安子委員 どこから働き方改革を進めていくのかということ、学校を休みにして先生方の休みを保障していくということが先に動き出して、さっき年休と言われたんですけど、中小企業が多い中で、ただでさえこの長期のお休みをどうやって子供たちが過ごしていくのかというところは、なかなか苦労していらっしゃる。医療やサービスで働いておられる方、あるいは

年休などなかなか難しいところ、そういう中で、なかなかハードル高いなあというふうに思うんです。それがこれから半年ほどの準備で、本当に理解が得られるのかなというところ、ちょっと心配します。するなということではないですけど、とても心配です。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本です。岩永委員さんの御指摘よく私も分かります。それで、本会で説明をする以前に、実はPTA連合会のほうにも事前にアナウンスをさせていただいて、周知を図るような段取りも少しずつ進めておりますし、学校現場におきましても、小中の校長会等でも周知をして、少しずつ準備は進めてまいりましたが、家庭で全てこういった状況に対応できるかいうところは、今後の丁寧な説明が必要ではないかなというふうには思っているところです。ただ、平成29年に法律が改正されて、すぐに鳥取市がこれに着手しなかったというところはそういった部分もあるというふうに思っておりますが、今回は第一義はコロナ復興・再生プランということで、子供たちの豊かな体験をもう1回掘り起こしたい、そういう機会を提案したいということでの施策ということで、働き方改革は副次的な部分での成果ということでここに絡めて提案をさせていただいております。やはり教職員の働き方改革が全面に出たの施策となりますと、やはり社会的に見たときに、ハードルはかなり高い部分がありますので、丁寧な説明を今後していきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 ほかに、上杉委員。

◆上杉栄一委員 平成元年から学校週休、最初は月に1回の土曜日の休業だったんだけど、それから2回になって、全部になったということで、あの当時かなり親は働いているのに子供たちはどこで見るんかというような、そういった議論がありましたね。それで地域の中でそれを見ていくんだというような形だったんだけど、大きな改革ではあったんだけど、その辺りについてはやはりだんだんと理解、あるいはその地域の中でも企業のほうでも週休の5日制がだんだん取り入れられて、そういった状況になって、今それが当たり前になっておるわけですね。ですから、この連休春・秋の1日その休業に充てるということについては、私は悪いことではないというふうに思っております。問題は保護者の理解をどういうふうに分かるのかということで、試験的にどうかやってみようという状況の中で、結果としてどうだったのか、その辺りはやはり検証する中で定着する、あるいはそれこそ来年はちょっとこれは無理だということで検討してみたいというふうに私は思います。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 部活動についても本市が示しているガイドラインの休日に、この休業日入るわけですか。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本です。中学校の部活動につきましては、この体験的学習活動と休業日は閉庁で学校を閉じますので、部活動は実施しないようにということで、中学校のほうには申入れをしています。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 スポーツ大会、小学生はいいのかな、この連休とかに大会が入ることが想定されるんですが、今も入っているんですけど、そういう大会への参加ということについてはどのようなお考えですか。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 練習試合、それから遠征、大会等はこのゴールデンウィーク期間中にかなりの数で現在実施をしているような状況もございますので、それは従来どおり行っていいというふうに思っておりますが、この体験的活動等休業日だけはその活動はしないで、教職員は休みなさいというようなことで、共通理解を学校のほうと図っておるところでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画） 策定の進捗状況について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）策定の進捗状況についての御報告をお願いします。長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長本でございます。そうしましたら進捗状況について御説明をさせてもらいたいと思います。資料のほうは4ページのほうお聞きください。この読書バリアフリー計画ということですが、1の策定の主旨というところです。これは令和元年6月に国のほうが視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律、俗にいう読書バリアフリー法というものを施行されました。この法律によりましては視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字、活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を寄与することを目的にしております。資料としまして5ページ、6ページのほうにそれぞれ国の法律及び基本計画のほうつけておりますので参考にしていただければと思います。また、この法律では都道府県や市町村においても視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされておまして、本市におきましても視覚障がい者等の読書の環境整備について、基本的な施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針としてこの計画を策定するものでございます。

4番目のスケジュールのほうちょっと見ていただきたいと思いますが、これまでの経過としまして、①令和3年8月25日に第1回目の図書館協議会を開催しまして、この読書バリアフリー計画に基づくものの策定の目的等、内容につきまして、御説明させていただいております。さらに2番目としまして、9月～10月にかけて視覚障がい者の当事者の方々から図書館等に関する環境等につきまして御意見をいただいております。さらに支援機関としまして鳥取県ライトハウス点字図書館の職員さん、それから鳥取県視覚障がい者東部支援センターの職員さんのほうから、図書館等につきまして課題は何かとか、その要望は何かということの御

意見をいただいております。さらには子ども発達支援センターの職員さんを通じまして、小中学校の特別支援学級のほうの現状と課題、それから要望につきましてお聞きしております。そういったものをお聞きした内容を踏まえて10月29日に障がい福祉課等をはじめ、関係各課と協議を重ねまして、素案のほうを作成しております。そして11月18日に第1回目の図書館協議会を開催しまして、計画の素案につきまして説明、それから協議をしていただきまして、その意見を踏まえてこのたび素案を作成したものでございます。そのものとしまして資料2ということで7ページ以降のほうに掲載させておりますので、御参考にしていただければと思います。

戻りまして2番目の計画期間ということでございますけれども、この期間としましては令和4年～令和8年までの5か年計画というふうにしております。

さらに主な内容のほうでございます。3番目の計画の基本方針と施策の方向性ということでございます。大きく4点の施策の方向性のほうを定めております。その4つを御説明させていただければと思います。

方向性の1としまして、視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等ということで、こちらは読書バリアフリー法の第9条に關係するものでございます。主な内容としましては点字図書であるとか、拡大図書、さわる絵本などのアクセシブル、利用しやすい書籍の本を収集すること、それから電子書籍の導入など、利用しやすい環境等の整備を図るものでございます。

2番目の方向性の2のほうでございますけれども、インターネットを利用したサービス提供体制の強化ということで、こちらのほうは読書バリアフリー法の第10条に關係するものでございます。内容としましては国立国会図書館や、サピエ図書館、こちらのほうは正式名としましては視覚障がい者情報総合ネットワークというものでございまして、日本点字図書館のほうでシステムのほうをしているんなサービスを提供するものでございまして、そういった提供のものを資料の利用ができる環境の整備を進めていくというものでございます。

方向性3ですけれども、端末機器及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援というところでございます。こちらのほうは読書バリアフリー法の第14条と第15条に關係するものでございます。主な内容としましては関係機関と連携し、様々な読書媒体を紹介するほか、それらを利用するための端末機器等の情報を提供することを進めていくものでございます。

最後、方向性の4でございます。図書館サービスの人材育成・体制整備でございます。こちらのほうは読書バリアフリー法の第17条に關係するものでございます。主な内容としましては、鳥取県ライトハウス点字図書館や関係機関と連携し、障がい者サービスの基本的研修等を実施し、司書等の資質の向上を図るものでございます。うちとしましてはこちら4つの方向性を進めていくというふうにしております。

4番目のところの今後のスケジュールのほうでございますけれども、⑤番目のところからです。12月におきまして本日の市議会での御説明、それから定例教育委員会での進捗状況の説明をすることにしております。それから12月や11月ということで現在のところ、12月20日～1月

14日にかけて、市民政策コメントのほうを実施する予定にしております。そしてこのコメントの内容を踏まえまして、来年2月に第3回目の図書館協議会を開催させていただきまして、最終的な案を決定することにしております。そして3月に市議会及び定例教育委員会におきまして、計画の最終案のほう御説明させていただきたいと思っています。そして3月同じく市長報告及び計画の決定というふうに今後のスケジュールでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 12月から市民政策コメント実施ということなんですが、当事者の方々の御意見がぜひいただけるような工夫というのは、ちゃんとしてあるんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長本でございます。こちらのほうの市民政策コメントにつきましては、こちらにお集まりいただきました障がい者団体及びそれから鳥取県ライトハウス点字図書館、それから鳥取県視覚障がい者東部支援センターの職員さん等にコメントのほう御提供させていただきました。そこでまた、御意見のほう集約させていただければというふうに考えております。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 視覚障がい者の方の御意見がいただけるような、やっぱり細かい手立てというか、そこが大事じゃないかなと思いますので、団体を通してっていうだけではなくて、個人が意見が出せるような情報提供の仕方をぜひよろしくをお願いします。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 SDGs じゃないですけども、誰1人取り残されない、そういった意味で人権課題でもあるわけですよね。ですから、私は否定するものでも何でもありません。余談ですけども、鳥取市議会も実は聴覚障がい者のための手話通訳の関係について、議会改革検討委員会で検討して13日に議長に答申することにしております。鳥取県議会、倉吉市議会も既に導入、手話通訳の関係についてしておられるんで、ある意味では人権課題でもあるわけですから、私は否定するものではないんですが、ただ、この計画期間が令和4年度～令和8年度の5年間ですよ。それでここには施策の方向性で点字図書や拡大図書だとか様々書かれておるわけですけども、考え方として、具体的には令和4年度の当初予算に予算計上をされるわけですか。されるとするならば、おおよそこの程度の予算を考えておるんだと、それは令和4年度の新年度当初予算に計上したいんだというふうな考え方なのか、そこら辺りのことを含めてちょっとお答えください。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長本でございます。いろいろその方向性のほうの中で、点字図書とか拡大図書というのもございますけれども、うちのほうは毎年こういった図書につきまして、特に拡大図書、拡大字、大きな本が出版されているのがあるんですけども、毎年数多くのは出てこないんですけども、出たものにつきましてはその都度、購入をさせていただきまして、そういったものは収集ということで拡大させていただいております。そのもの

を多く広げていきたいと思えますし、あと、LLブックということで少し見やすい説明の仕方をするということで、そういった文字が読みにくい方につきましてもそういった配慮する本をその都度定期的に増やす形をしております。さらに、電子書籍ということで特に目の不自由な方が音声で聞けるといふところもございまして、そういう点での電子書籍を使いまして目の不自由な方でも読書環境を充実されることができるということで、次年度以降、予算のほうは要求する形にはしております。そういったところで、図書の書籍につきましてはうちの予算の中で可能な限り増やす形にしております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。はい。

◆長坂則翁委員 ですから、令和4年度でこれら視覚障がい者の読書環境の整備に係わる予算というのは、当初予算では何も上がってこないという理解でいいんですか、どうですか。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 そうしましたら、こちらのほうに予算を上げているものにつきまして確定ではございませんけれども、現在我々のほうが上げているものとしましては、電子書籍を入れる初期の費用、それから、あとはサピエ図書館というのがございます。そちらのほうの登録手数料とか、そういったものにつきまして、予算を計上するように考えております。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 そうしますと、ハード面の整備というのは今回伴わないという考え方ですか。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 ハード面、そうですね、ソフト面では図書の収集とか、電子書籍ということになりますけれども、1つ、点字ブロックのほうですけれども、実は関係機関とお話したり、それから当時者のほうから御要望がありまして、入り口から総合案内というですか、カウンターのところまでの点字が必要ではないかとかいう御意見いただきましたので、早速うちのほうもそういったものにつきましては上げるように考えております。来年度は一応計上するように考えております。以上です。

◆田村繁巳委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 私はその音で読書ということになればね、通常の図書館の改築等も必要になるんじゃないかと考えたもので、そこら辺はどうですか。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 電子書籍のほうですけれども、基本的にはシステムにつきましては業者のほうのシステムを利用させていただくこととなりますので、何かうちのほうで、ハードで環境整備をしなきゃいけないということはございません。あと、必要なはそのコンテンツ、要するにいろんな本を我々のほうが購入するということでございます。今のところは1,000コンテンツぐらいをそろえるような形で考えております。ですので、これにつきまして電子書籍のほうですけども、うちのほうの登録会員になっていただきまして、IDとパスワードを提供することによって御自宅でも自分のパソコン、スマートフォン、そういったものでも見ることができるということでございますので、わざわざ図書館にお出でいただいて見るというわけではなく、御自宅、それからいろんなところでも見るという環境がございまして、そういう

点では読書環境のほうが充実できるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で教育委員会の審査を終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

しばらく休憩します。5分。

午後10時55分 休憩

午後10時59分 再開

【経済観光部】

◆田村繁巳委員長 文教経済委員会を再開いたします。

経済観光部の審査に入ります。初めに平井部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○平井圭介経済観光部長 お世話になります。最初に先月、臨時議会で補正予算議決いただきました鳥取市地域振興チケットですが、先週の頭から参加店舗募集を進めておまして、いよいよ明後日11日土曜日からチケットの販売という段階になりました。コロナが落ち着いているということもあり、年末年始を迎えますので何とか市内の消費を押し上げて、経済の回復に貢献できればなと思っております。よろしくお願いいたします。

本日、議案説明ということでございまして、いろいろとございます。予算のほうから主なものを申し上げますと、砂の美術館の演出充実のための設備・照明等の改修、それから指定管理施設・道の駅等のコロナによる経費補填、それから砂丘の西側整備に関わりましてキャンプ場の通路の施設整備に係る補正予算、それから債務負担行為で麒麟のまち関西情報発信拠点、大阪ですが、こちらがこれまでの5年間の契約が今年度いっぱい終わりますので、来年度から3年間ということで、また新たな事業者を選定するための債務負担行為の計上を行っております。そのほか付議案のほうでは、砂の美術館の料金改定に係る条例改正、それから砂丘の振興に係る県市の連携協約の議決をお願いいたします。それと気高町遊漁センターの指定管理者の指定についても諮らせていただきます。

報告については今年の夏のコロナクラスター発生により行いました影響緩和給付金が終了しましたのでその実績についての御報告、それから公設地方卸売市場の再整備、来年度から本格的に進めますけども、この先立って行いました土壌調査、アスベスト調査の結果について御報告いたします。よろしくお願いいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会

の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。それでは委員会資料に基づきまして説明をさせていただきますので、3ページのほうをお願いいたします。歳入でございませうけれども、基本的に歳入は歳出のほうで説明をさせていただき予定にしておりますけれども、1点、寄附金について御説明させていただきます。観光費寄附金ということで50万円を計上させていただいております。こちら山陰海岸ジオパークの取組を応援しておられます鳥取信用金庫さん、こちらが本年6月からSDGs応援定期預金を発売されまして、預金総額の0.01%を本市に寄付するキャンペーンを行われました。先月11月15日に寄付金の贈呈ということで50万円の贈呈を受けたことによるものでございませう。歳入は以上でございませう。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田でございませう。それでは一般会計歳出のほうの御説明をいたします。4ページをお開きください。まず、人件費の関係につきましては説明を省略させていただきますので御了承ください。企業誘致促進事業費の企業立地促進補助金、補正予算額1,390万6,000円の増でございませう。これは誘致企業及び市内企業の新增設の設備投資に対する補助事業でございませうけれども、このたび新たに市内企業の1社が工場の増設を行うことになったことと、それから一部事業が完了して補助金を交付したことで、額が確定したということでトータル1,390万6,000円の増額をさせていただきませう。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございませう。続きまして、資料4ページの下から2つ目でございませう。関西情報発信拠点推進事業費でございませう。これにつきましては資料を準備しております。委員会資料の9ページを御覧ください。大阪中之島にございませう麒麟のまち関西情報発信拠点につきましては、平成29年度から5か年で地域商社ととりと管理運営業務委託を締結しているところです。今年度末で委託期間が満了しますことから来年度以降の管理運営につきましては、公募によるプロポーザルを行って委託業者を決定したいというふうに考えております。今年度まで業務を運営していただきました地域商社ととりににつきましては、地域商社としての本来業務に注力されたいということで、引き続きの管理運営は辞退したいとの意向をいただいております。新たな管理運営事業者を公募するに当たりましては、今までとは若干スキームが変更となります。今までは鳥取市から地域商社ととりに管理運営業務を委託を行いまして、そのうち飲食部門については地域商社ととりから中央フードサービス株式会社へ再委託をしておりましたけれども、来年度からは飲食と物販、地域のPR等も含めまして一体で管理運営をお願いする形で公募をかけたいというふうに考えております。新たな運営委託は3年契約とする予定です。したがって債務負担行為が必要となります。債務負担行為につきましては委員会資料の8ページ左のページを御覧いただきたいと思っております。年間の委託料を年2,250万円ということで見込んでおります。3年間で6,750万ということになります。管理運営費に必要な支出を試算をした上で、今後の売上見込額を差し引いて委託料を算出しております。なお、従前の委託料につきましては年3,500万円ということでは

ので、年間1,250万円程度減額となる見込みです。なお、従前の5年間は委託料の約半分は国の地方創生推進交付金を充当しておりましたが、これは今年度までということになっております。

今後のスケジュールですけれども、本会議にて予算が議決された後、速やかに公募を開始したいというふうに考えております。1月末までに提案書の受付を行いまして、2月中旬に選考会を開催し、受託事業者を決定の上、2月中をめどに基本契約を締結して4月に新たな運営事業者で業務を開始していただく予定としております。また、プロポーザルに当たりましては、選考委員会を設置して選考委員による診査を行う予定にしております。選考委員会の想定メンバーはそこにありますとおり、経済団体、観光関係、税理士、市内の卸売業社等で構成するように考えております。これに当たりまして委員の報酬費と食料費合わせて2万1,000円を要求をさせていただきます。

続きまして、委員会資料の5ページの一番上でございます。かみんぐさじの管理事業費13万2,000円の補正予算でございます。これは事業別概要の32ページの下段でございます。鳥取市の佐治町にございます和紙生産伝習施設かみんぐさじ駐車場の除雪について、今までは佐治地区の除雪路線の受託事業者が、路線の除雪時に便宜的に無償で除雪をしていただいております。しかし、令和3年度からGPSで管理する除雪路線管理システムが導入されたことによりまして、除雪路線ではない当該施設の駐車場につきましては除雪をすることができなくなります。このために別途除雪費を要求させていただくものでございます。

◆田村繁巳委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。では、続きまして観光費のほうに移ります。ループバス運行支援助成費でございます。事業別概要33ページの下段、補正額が326万9,000円となります。新型コロナの影響を受けましてループ麒麟獅子の利用者、運賃収入が減少しております、このたび不足する運行経費部分を支援するための補正予算といたしております。補正額のうち202万6,000円、こちらは新型コロナ臨時交付金を充当いたします。補正額の算出の根拠なんですけれども、4月から9月の1日当たりの平均利用者が97人となります。これを基に来年3月までの運行日数を118日、利用人数を1万1,469人と見込みまして乗車券収入を375万4,000円と算定し、当初予算の鳥取市の委託料649万9,000円を合わせまして、まず収入の見込額を1,025万2,000円と算定させていただきます。支出といたしましてバス会社の運行経費1,250万8,000円以外に車内のWi-Fi代、時刻表の印刷など支出総額が1,352万1,000円と見込みまして、先ほどの収入との差額326万9,000円を要求させていただくものです。ちなみに利用者数ですけれども、11月末現在1万99人となっております。

続きまして、砂の美術館管理運営費でございます。事業別概要は34ページの上段、補正額が5,351万3,000円となります。こちらは主に次期14期展示のエジプト編に向けまして砂像制作に係る工事の一部や演出用照明の強化に関する経費、それから4月から9月のコロナの影響によります利用料金収入の減少に伴う必要経費の不足分を支援するものとなります。補正額のうち3,317万8,000円はコロナ臨時交付金を充当させていただきます。内訳でございますけど3

点、まず1点目が次期展示に向けた砂像の解体、それから型枠や場内歩道の撤去、屋外の遊歩道の改修やテントの撤去等に1,637万9,000円。2点目、砂像の演出強化に係ります照明設備の経費として配電盤の引込みや昇降ユニット配線工事などに3,110万9,000円。3点目が新型コロナの影響によります必要経費の不足分、こちら602万5,000円となります。この支援の詳細ですが、委員会資料10ページのほうを一度見ていただけたらと思います。3番の補正予算額のところにありますけども、このたび、まず、利用料金収入など収入の総額が5,384万円、それから人件費3,622万7,000円をはじめとしまして委託料や光熱水費、消耗品など支出総額5,986万5,000円、この差額の602万5,000円をこのたび支援させていただくものでございます。

続きまして、委員会資料また5ページ戻っていただくんですけども、鳥取市道の駅管理運営費でございます。事業別概要が34ページの下段になりますが、ここで大変申し訳ないんですけど、訂正をちょっと1点お願いしたいことがございます。この事業別概要の34ページを御覧いただきたいんですけども、事業の内容のほうの一番下に、道の駅気楽里の記載があらうかと思っております。その支出内訳のその他、現在2,028万1,000円と記載があらうかと思っておりますけど、こちらが誤りでございまして、正しくは1,801万7,000円ということでございます。お詫びさせていただきます。委員会終了後に改めて正誤表のほうを配布させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

委員会資料にまた戻らせていただきますけども、この道の駅管理運営費でございますけども、利用料金収入が減少しました道の駅3施設、こちらの4月から9月の必要経費の不足分の支援ということでございまして、補正額が1,033万4,000円となります。このうち640万7,000円を臨時交付金を充当させていただいておるところでございます。内訳に関しましては、また行ったり来たりですみませんが、10ページ、11ページに詳細を記載しております。まず、道の駅かわはらでございまして、10ページのほうに記載がございまして、売上金など収入の総額が4,091万6,000円、それから支出の総額ですけど、人件費の2,700万5,000円をはじめとしまして光熱水費、リース料など支出総額は4,285万9,000円、この差額に当たります194万3,000円を支援するものでございます。11ページに行きまして道の駅の白兔の道の駅ですけども、こちら売上金など収入の総額が3,166万円と、人件費の1,816万7,000円をはじめとしまして光熱水費、管理諸費など支出の総額3,677万5,000円との差額511万5,000円を支援させていただくものです。それから最後、道の駅の西いなば気楽里でございまして、売上金など収入総額が5,575万4,000円、それから支出が人件費の3,436万8,000円をはじめとしまして光熱水費や委託料など支出の総額5,903万円、こちらとの差額の327万6,000円を支援させていただくものでございます。

続きまして、また委員会資料のほうに戻っていただくようになります。5ページの下から2つ目、砂丘管理事業費でございます。事業別概要35ページの上段、補正額が741万1,000円となります。こちらは鳥取砂丘駐車場の外周に設置しております木製の防護柵、こちらが経年の劣化によって腐食しております、このたび県の交付金を活用して更新を行うものでございます。県も11月議会に予算のほうの要求を行っております、連携して早急に対応して来年のゴ

ールデンウィークまでの完成を目指したいというふうに考えておりまして、その費用に係る経費でございます。

併せて、自然公園法の許可受付業務等に関連しまして県のほうから交付金を受けておりますが、この市町村事務移譲交付金の額が、令和2年度の額が確定したことに伴いまして財源更正を行っております。その財源の関係なんですけども、まず、国県支出金の内訳として、先ほどの防護柵の更新に係ります県の自然環境整備交付金が半額、2分の1の370万5,000円、これを充てております。それと財源更正の関係で市町村事務移譲交付金の額の確定に伴うものが22万4,000円の減額ということでございまして、合わせて348万1,000円というふうになります。

なお、この鳥取砂丘駐車場なんですけども、平成30年の6月議会で議決をいただきまして自然公園財団さんのほうに舗装部分やブロック擁壁等は無償譲渡しておりますけども、このたびの防護柵が譲渡対象ではなく市の所有のものとなっております、このたびの補正の要求に至っております。

続きまして委員会資料の6ページのほうをおはぐりください。鳥取砂丘西側整備事業費、事業別概要は35ページの下段、補正額のほうが995万9,000円となります。こちらは砂丘西側3施設の民間による一体的な利活用管理を見据えまして、現在のサイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場の間の通路を、こどもの国キャンプ場も含めました3施設が一体利用できる管理道として延伸拡張するための測量設計費を計上させていただいております。補正額のうち890万円は地方債を充当させていただいております。

続きまして、観光施設事業費の特別会計への繰出しでございます。事業別概要が36ページ、補正額は1,277万1,000円となります。こちらでもコロナの影響を受けまして利用料金収入が減少しました国民宿舎山紫苑の必要経費の不足分を支援するため、観光施設運営事業費特別会計へ繰出しするものでございます。補正額のうち791万8,000円は新型コロナ臨時交付金を充当しております。

それからちょっと飛びますけど7ページに、今、私が説明させていただきました砂丘管理事業費とこれの木製防護柵の更新ですね。それから鳥取砂丘西側整備事業費の管理道の延伸拡張のための測量設計を繰越明許費として2件計上させていただいております。この2件とも適正な工期を確保するため、全額翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

私からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。委員会資料6ページの一番最後でございます。公設地方卸売市場事業費特別会計への繰出金でございます。747万8,000円の減額でございます。これは公設地方卸売市場事業費特別会計に係ります前年度の繰越金、この額が確定したことに伴いまして、市場の施設整備費に充当している一般会計からの繰出しを減額するものでございます。

以上で経済観光部関係の一般会計の概要説明を終わります。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明が終わりました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第144号令和3年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（説明）

◆**田村繁巳委員長** 次に議案第144号令和3年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。大野次長。

○**大野正美次長兼経済・雇用戦略課長** 経済・雇用戦略課大野でございます。委員会資料の13ページと14ページが市場の特別会計になります。歳入につきましては歳出と一緒に説明をさせていただきます。

14ページを御覧いただきたいと思います。まず、業務委託費でございます。これが53万円の増額ということでございます。これは6月に市場内の倉庫で保管をしておりました高濃度PCB廃棄物、これ照明器具の安定器になりますけども、これの搬出処分を行ったことに伴いまして除雪費用の不足が想定をされるということで、2段下でございます全国公設地方卸売市場の協議会、これが書面開催になったということで3万円の予算減額をしておりますし、一番下の市場活性化事業費、これも毎年11月に行っております市場まつり、これは昨年度に続きまして今年度も中止ということになりましたので、これの50万円の減額ということで、ここの減額分をこの除雪費の増額に充てさせていただくという補正でございます。

それから上から2段目の施設整備費でございます。これは先ほど一般会計のほうでも説明させていただきました。前年度の決算によりまして繰越金の額が確定したことに伴いまして、これを施設整備費に充当しまして一般財源からの繰入金を減額するというものでございます。

以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は举手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第147号令和3年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算（説明）

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、次に議案第147号令和3年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○**平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。それでは委員会資料のほうは15ページになります。温泉特別会計の補正予算について説明させていただきます。事業別概要は70ページです。

まず、歳入でございますが、温泉配湯負担金726万円ということで、こちら9月末時点で新規加入が4件891万円の負担金の納入をいただいております。当初予算165万円との差額分をこのたび補正計上させていただいております。

続きまして、温泉使用料現年度調定分423万4,000円の減額。こちらは新型コロナの影響を考慮しまして、鹿野温泉、浜村温泉の旅館、宿泊温泉施設3旅館ですね、3施設の温泉使用料を5月～10月、減免したことに伴います減となります。

次に温泉使用料の滞納繰越分、こちらに関しては完済の確定に伴いまして1,000円の減額とさせていただきます。

次に温泉事業基金積立金利子、こちらも額の確定に伴いまして9,000円の減額。

最後に令和2年度の決算の確定に伴います前年度繰越金、こちらが360万3,000円ということで、合計661万9,000円ということになります。

続いて16ページお願いいたします。歳出でございますが、維持管理費でございます。こちら補正額95万5,000円でございます。これは浜村温泉、鹿野温泉の事務等を担当していただいております会計年度任用職員の時間外手当2万円と中筋3号源泉、こちらの配湯ポンプがちょっと故障しておりまして、その取替修繕に係る93万5,000円、こちら合わせて95万5,000円を計上するものでございます。財源のその他は温泉使用料になります。なお、この修繕に関してですけれども、緊急を要する案件として既決の予算で、今、修繕を対応しておるところでございます。1月下旬頃の完了を予定しております。

続いてその下ですね、温泉事業基金積立金でございます。補正額が566万4,000円、こちらは先ほどの温泉配湯負担金や温泉使用料、基金積立金利子、前年度繰越金の歳入661万9,000円から同じく先ほどの会計年度任用職員の人件費2万円、配湯ポンプの取替修繕の93万5,000円の歳出95万5,000円を差し引いた566万4,000円を積み立てるものでございます。財源のその他は温泉配湯負担金、温泉使用料、積立金利子、前年度繰越金となります。

以上でございます。

◆田村繁巳委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第148号令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第148号令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。引き続きまして、観光施設運営事業費特別会計の説明をさせていただきます。委員会資料17ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、一般会計からの繰入金として補正額1,277万1,000円ということでございます。

続いて18ページをお願いいたします。歳出のほうに移ります。温泉施設管理費ということで、この詳細は委員会資料の12ページのほうに記載をしておりますので、そちらと併せて御覧いただけたらと思いますが、新型コロナウイルスの影響を受けまして利用料金収入が減少しました国民宿舎山紫苑の必要経費の不足分を支援するものでございます。内訳でございますけれども、利用料金として収入の総額が売上金などを含めまして7,279万7,000円、それから支出のほうで人件費の4,870万9,000円をはじめといたしまして、光熱水費や委託料など支出の総額8,556万8,000円、こちらとの差額に当たります1,277万1,000円を支援とさせていただきますのでご

ざいます。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 157 号鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第 157 号鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。それでは委員会資料の 19 ページをお願いいたします。付議案のほうは 15 ページになります。

鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございますが、砂の美術館のほうなんですけども、こちらの観覧料平成 23 年度以降料金を今の料金で据え置いてきております。平成 24 年に屋内施設の整備がされまして、それから約 10 年が経過する中で設備や外構、それから砂像制作に必要な型枠や歩道等の劣化がちょっと進んでおりまして、さらには昨年からの新型コロナウイルスの感染防止対策としての検温、それから入館者の数を制限する入館制限、こういった対応などによりまして、施設の維持管理費や砂像制作費が増加しているところでございます。現在の運営状況からいたしますと、損益分岐の数字としては 48 万人といたところで、非常に高い水準に今ある状態なんですけども、今後コロナも踏まえながら入館制限などを感染防止対策の継続、それから計画的なこの設備の更新なんかを踏まえまして、次期展示に変わるこの機会に観覧料を見直しまして、利用料金収入で賄える安定した施設運営を目指したいと考えているところでございます。

改定後の価格を示しておりますが、一般が 800 円、小中高生が 400 円、それから 1 人 1 期間パスポートの価格になりますが、こちら一般 1,400 円、小中高生 700 円、団体に関しましては一般が 600 円、小中高生が 300 円という改定の料金としております。

改定の理由でございます。大きく 2 点ございます。1 点目が先ほど言いました砂像制作費や維持管理費の増加、それからコロナ影響によりまして今後入館者の減少といったところでございます。19 ページの中ほどにちょっとグラフを用意しておりますけども、過去最多の入館者となりました平成 25 年、それから 50 万人を達成しました令和元年、こちらの支出を比較してみますと、支出のほうの差額として 1 億 7,600 万円の増加になっております。この主な要因といたしましては、経年劣化によりまして屋外の遊歩道ですとか擁壁、それから砂像制作に使います型枠、砂像観覧に皆さんが歩かれる歩道、こういったところの修繕・更新が必要となっている。それから入館者のニーズに応えながらこれまで展示室、それからミュージアムショップ、こういったものに人員を増やし、さらにはコロナ感染防止のために検温や入館制限などにスタッフを増員してきた、こういったことによりまして、人件費や感染防止のための機材、消耗品、こ

ういったものが増加しております。さらに平成25年と令和元年の2度の消費税率の改定なんかもありまして、支払額等の増加をしていることなどが上げられます。

もう1点ですね、ページをはぐってもらって20ページになります。大きな理由の1つとしてアンケートの結果というものも考慮しております。これまでアンケートを5年間、28年から行っておりまして、砂の美術館の入館者というのは9割以上が県外の方なんですけども、8割以上の方が料金について安価だというふうな回答をいただいております。また、近隣の観光施設や美術館と入館料の比較をしてみた表もちょっとつけておりますけども、そういった比較の中でも比較的低い料金形態にあるというふうなところも考慮した点というふうになっております。

その下に改定後の料金の設定、800円の算定根拠についてまとめております。当面の入館者の見込みを38万人って設定をしております。これは観光需要の今後の回復も見込みながら、一方で入館制限などを継続して1日の入館者の上限、こちらコロナ禍の今の13期展示の実績を踏まえているんですけども、3,000人と上限をした場合の数字で38万人っていうものを示しております。令和元年度の50万人のこれは76%に当たるんですけども、これを踏まえていきますと、支出の中で令和元年度の4億1,100万円、こちらは必要経費と見込んだ上で算定をいたしますと38万人の場合、4億1,100万円の収入のうち、売店などの売上げに当たります1億6,900万円を除く、観覧料としては2億4,200万円が必要となる計算となります。ただし、これを現行の600円で換算すると、観覧料は令和元年の観覧料収入2億4,400万円の76%の1億8,544万円となりまして、必要な2億4,200万円の確保には約1.3倍が必要だという算定になります。これを基に現行の600円に、1.3倍というものを乗じて改定案の600円というものを算定したというところでございます。

20ページの下に最後書いておりますが、県外の皆さんが多く利用されるということですけども、市民生活への影響も考慮するというので、最小限に抑えていくため、引き続き市内の小中高生の学校行事は減免申請により無料観覧を継続し、また、市民の皆さんの購入率の高い前売券の価格というのは改定前の一般料金と同額で販売するような形をとって、なるべく影響を少なくするように配慮していきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第158号鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約協議について（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようございますので、次に議案第158号鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の協議についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。米澤参事。

○米澤裕治観光・ジオパーク推進課参事 観光・ジオパーク推進課米澤です。議案第158号鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の協議について説明し

ます。9月定例会の本委員会で概要を報告させていただいております県との連携協約について、県では11月例例会に、市では本定例会にそれぞれ付議案として提案させていただいておりますので、その概要を説明します。委員会資料21ページを御覧ください。

まず、1、連携協約の概要についてですが、この連携協約は県と市が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施することができるよう包括的な協約を締結するものです。根拠法令としましては、地方自治法第252条の2に規定され、本市では中核市移行により保健所業務等を処理する連携協約に次ぐ2例目の契約となります。

目的・基本方針については、鳥取砂丘の貴重な自然・景観の保全と鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的な事業として実施することを上げています。

連携する内容は次のアからオの5つですが、特にウの鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進についてはリゾートホテルやワーケーション施設など既に市が先行して取り組んでいる事業もあることから、今後においても鳥取砂丘西側整備については、市がリーダーシップを発揮して取り組んでいくこととしています。連携協約の発行は令和4年1月1日を予定し、本定例会で付議案の可決をいただいた後は速やかに知事と市長による連携協約の締結式を開催することとしています。準備会開催日等及び確認事項としましては、9月定例会以降10月20日と11月9日の2回、県は副知事を、市は副市長をトップに記載のとおりの内容で協議を行わせていただいています。

22ページを御覧ください。確認及び合意事項ですが、まず、アの連携協約の対象となる鳥取砂丘の範囲は図のとおり、鳥取砂丘未来会議が定める鳥取砂丘ランドデザインの4つのエリアを対象としています。ウ、柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備については以下の方針で公募を進めることを共有しています。まず、基本的な考え方としましては、3施設を一体的に利活用・管理して行うキャンプ場を中心としたサービスを民間事業として実施する提案を募集します。募集条件等としましては、こどもの国キャンプ場はこどもの国本体と切り離れた上で、3施設とも公の施設としての廃止手続きを行い、民間事業として管理します。対象となる土地、建物はともに事業者へ無償貸付けとしますが、県市の財産を活用する事業であることから、利益に見合う納付金を事業者からの提案で受けることとし、提案審査の評価ポイントにすることとしています。事業期間は10年～20年で、これは事業者が参入を提案しやすいよう、なるべく長期間の設定としています。

施設の整備活用については、①の行政側で整備方針を決定・整備するものと、②の事業者からの提案を基に整備をするものの2通りの整備がありますので、イメージ図で説明します。23ページを御覧ください。まず、①の行政側で整備方針を決定整備するものとしましては、先ほど補正予算で説明しました両キャンプ場の管理道の拡幅等を予定しています。イメージ図の中心より少し左上にサイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場がありますが、その間を通る太い赤線が管理道です。

次に②の事業者からの提案を基に整備するものとしては、県によるこどもの国本体とキャンプ場の境界整備と市による柳茶屋キャンプ場内からビジターセンター西側施設へ抜ける遊歩道

の整備を予定しています。柳茶屋キャンプ場内を通り、ビジターセンター西側施設に抜ける細い赤線が遊歩道で、イメージ図の下側左手にあるのがこどもの国キャンプ場です。

22ページにお戻りください。利活用にあたってですが、対象となる3施設はこれまで県市が立地や周辺環境を生かし、青少年や子供をはじめとする市民を対象に野外活動や自然環境学習、宿泊学習などを行ってきた施設です。民営化後においても現在の利用者の今後の利用に配慮した施設となるよう、配慮を事業者からの提案項目に盛り込むなど、多様で魅力的な施設整備を進めてまいります。

最後にスケジュール予定ですが、令和4年2月に事業者募集を開始、令和5年4月に新施設オープンとするスケジュールとしています。

以上、説明は終わります。

- ◆田村繁巳委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。米村委員。
- ◆米村京子委員 すみません。ここで質問でいいのかなどうか分かんないんですけど、21ページの連携する内容3番ですね。鳥取砂丘の観光、その中のウで、鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進ということになっているんですけど、このリゾートホテルは市がリーダーシップを取ってされるということなんですけども……
- ◆田村繁巳委員長 今日は質疑ではないので。
- ◆岩永安子委員 そうか、今日は報告だけでね。はい、分かりました。じゃあ、いいです。でも、ざっくりとその辺のことをまた次回のときにお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
- ◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第159号鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定について（説明）

- ◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に議案第159号鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

- 平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。委員会資料24ページのほうをお願いいたします。付議案は21ページを御覧ください。議案第159号は鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定についてでございます。

まず、指定管理期間でけども、来年令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間でございます。

候補者に選定された団体でございますが、鳥取市栄町にあります有限会社ティー・ティー・エモーションズでございます。選定された団体の提案した事業内容でございます。

まず、指定管理料の総額は1,677万9,000円でございます。年度ごとの指定管理料は559万3,000円となります。提案の内容でございますが、海と魚と景観を楽しむ食のテーマパークをコンセプトに地魚と景観を楽しむランチメニューの開発や物販サービス、それから弁当類の宅配サービス、参加型のイベントといたしまして地魚を使った料理教室、食の祭り、漁火撮

影会やバーベキュー体験などの開催、さらにはコミュニティ通信「かわら版」の発行など道の駅等の連携なども含めていろいろな提案をいただいております。

選定の理由でございます。本施設は飲食物を販売し、観光情報の発信、特産品の紹介を通して観光施設、観光振興、地域の活性化を図ることを目的に企画力や情報発信力、運営力のある事業者を公募いたしまして、1者の応募を受け付け、選考を行っております。なお、現管理者の応募はありませんでした。候補者に選定されました有限会社ティー・ティー・エモーションズは顧客のイメージを掴み、西いなばエリア全体を活性化したいという強い意欲を持って応募をされておられます。現在、安蔵公園、それから安蔵森林公園、こちらの指定管理者としても業務を担っておられます。そういった関係もございまして、山と海を連携させた観光ツアーなど、地域や施設の魅力を高めていく施設内容というものが評価されたところでございます。26ページ以降に選定団体がこのたび提出されました事業計画書、収支予算計画書などを添付しております。時間の関係もございまして説明は省かせていただきますので、また御覧いただけたらというふうに思います。

私からの説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明をいただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

営業時間短縮等影響緩和給付金の支給実績について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に報告に入ります。

営業時間短縮等影響緩和給付金の支給実績についての御報告をお願いします。大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。委員会資料の39ページでございます。営業時間短縮等影響緩和給付金、これの支給の実績が出ましたので報告をさせていただきますのでございます。この給付金につきましては9月1日～10月29日の間、約2か月間申請を受付をいたしております。

制度は大きく2つに分かれておりまして、まず1番目でございます。これは飲食店向けということで、時短要請区域の周辺飲食店への影響緩和支援の給付金でございます。要件としましては午後8時以降も営業をしていること、それと4月から7月の最も売上げが高い月と比較して8月の売上げが20%以上減少しているというような要件で給付をさせていただいております。

給付実績でございますけれども、そこでございますように合計で75件の申請が出てきております。給付の総額が1,080万円ということでございます。もともと予算の想定では180件分の積算をしておりました。これはかなり多目に見積ったということでございますけれども、実際の件数が75件、予算ベースで言いますと約43%の執行率ということでございます。20時以降も営業している店が全部で101軒ございました。これはほぼ全ての店に対して電話での申請の勧奨、それから電話が通じないところについては文書での勧奨を全て行っておりますので、ほぼ全ての店が把握できているという前提での数字でございます。

それから2番目でございます。時短要請関連事業者給付金、これは時短要請エリア内の飲食

店等に食料品等を卸している関連事業者及びそれに関連するタクシーとか運転代行に対する給付金ということでございます。小売事業者につきましては時短要請の対象となった飲食店との取引のある小売事業者が対象となるということで、具体的に時短要請のエリア内にある事業者との取引がどれくらい減少したかということでの支援という形になっております。支給率につきましては、この飲食業者等との取引のある小売事業者、これにつきましては支給率20%。卸につきましては、これは飲料の卸のみに限定させていただいております。これにつきましては支給率が5%。タクシーにつきましては15%、運転代行業者につきましては30%ということで、売上げの減少率に支給率を掛けたもので支給をさせていただいております。

実績につきましては小売が17件、卸が1件、タクシーが11件、運転代行が8件、合計37件の申請をいただいております。給付の総額が568万2,000円ということで、予算に対する執行率が15.5%という形になっております。売上減少率が特にタクシーにつきましては、当初の予算組みをするときの想定が60%ぐらい減少するんじゃないかという想定でございましたが、実際、組合に聞いてみましても平均すると28%程度ということで、タクシーについてはそんなに大きな落ち込みはなかったというふうなことのようです。運転代行につきましては、ほぼ100%落ち込むんじゃないかと思っておりましたが、これ実際に蓋を開けてみると80%程度というような影響になっていたということのようです。ただ、申請が実際に8社しか出てきておりません。これは実際に稼働していた運転代行が、そんなに実は多くなかったというようなことが原因かなと思っております。あと、小売事業者については17件ということで、思っていたよりかなり少ない件数になっております。これは実際この制度自体が市内に本社がある事業主さんに限定しているということが主な要因かなと思っております、もともと取引をしている事業者自体が、市外の事業者が意外と多かったというようなことを伺っております。

ということで2つの事業を合わせまして、給付の総額が1,648万2,000円ということで、予算対比で26.6%の執行という実績になっております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、大野次長の方から説明があったんですけどね。例えば飲食店向けにしろ、関連取引業者向けにしろ、かなりの当初予算に対して、予算執行率が、飲食店向けが43%程度ということですよ。それから関連取引業者向けが15.5%ということなんです。大野次長の説明でいけば、多少多めに見込んだというふうな表現もあったんですけども、飲食店向けについて、なぜここまで予算額に対する実際の給付額が低かったのか、そこら辺りについてどのように分析判断をされているんですか。例えば手続が面倒であったとか、様々な要因があるだろうと思うけども、少なくとも担当部として、やはり予算をそれだけ見込んでやられた以上は、それなりの予算執行率というのは上げなきゃならんと思うんですけども、なぜ大幅にこれだけ伸びなかった、その要因なり背景なり原因というのはどのように分析されているんですか、お答えください。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。先ほども申し上げ

ましたとおり、かなり予算の見込みを多く取っておりまして、多少ということではなくて、かなり多く取らせていただいたというのが実態でございます。緊急的に支援制度を構築しましたんで、全ての売上げが減少して困っておられる業者がちゃんと網羅できるようにというようなことで、かなり多めに取らせていただいたということでございまして、実際蓋を開けてみましたら、意外と減少率が少ないというような実態もございまして、これは逆に良かったのかなというふうには思っております。

それで、あとは漏れがないかということで、この制度を知らずに申請し忘れたりということがないように、周辺飲食店につきましては基本的に全てに電話か文書で通知を出しているということと、あと、事業者さん向けにつきましても、これは業界の団体・組合等に再度の周知をお願いして、漏れがないように徹底をさせていただいた結果ということでございます。

飲食店につきましては、実際に180件積算していたんですけども、実際、直接電話なりでいろいろと状況が把握できてまいりまして、そのうち、もう既に22店舗が閉店されていたとか、あと、8時以降はもともと営業していないというところが60軒近くあったりとか、実際の積算がかなり蓋を開けて見たら過大だったという部分も確かにあったんで、そこはちょっと準備期間の関係もあったということで御容赦いただけたらとなというふうに思っています。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 結果がこうであったということですから、それなりに理解はしますけどね。ただ、あまりにも予算執行率が低いなという感じがしたもので、それはPR不足も影響したのかなというようなことも思ってみたり。ただ、今、次長の話ではもう既に店を畳まれたところもあったというふうなこともあるんですけども、例えば同じような取組を他都市もやっておると思うんですけども、他都市の状況というのは把握はしておられるんですか。しておられるんであったらお聞きをしてみたいと思いますけど。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 申し訳ございません。他都市で同様な制度で予算の執行率とか、そこまではちょっと把握はしておりません。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この事業をやられるときに、新たなエリア設定をつくっていくことになるということを行ったと思うんですが、今、この鳥取の中小企業の経営状況というのは本当にどういう状況にあるというふうに見ておられるんでしょうか。こういう今回の給付金事業やられて、実態を掴まれた部分も、狭い範囲かもしれませんがもあったと思うんですが、そこら辺はどういうふうに見ておられるんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。今回の事業をやっていく中で、実際に営業されている飲食店等さんの状況もある程度把握はできたかなと思っております。今回のその給付金については、給付率は想定より少なかったんですけども、いずれにしても通常時よりも売上げが減少しているということには変わらないというふうに思っております。飲食店については20%以上減少しているものということで対象にさせていただいており

ますけれども、これはあくまで今年の4月から7月の最も高い月と比べてということでございまして、例えばこれが2年前コロナが蔓延する前ということであればやはり売上げは落ち込んでいるということが言えようかと思えますので、引き続き厳しい状況にあるということではあるかという認識はしております。それもありまして、このたびの地域振興のクーポン券を発行させていただいて、年末年始に消費をぜひとも喚起していきたいということで考えております。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 さっき飲食店が本当に22店舗閉店していたとか、もともと8時以降、店を開けていないっていうのは本当にやっぱりこの2年目の状況の中でやっぱりもう、そうやって守るしかないという状況におられるんだというのが改めて報告聞かせてもらって分かりました。今回の大規模なクーポン券の利用がどの程度になるのかっていうことにも期待したいとは思いますが、やっぱり本当にこれは非常に狭い部分の実態が分かっただけで、全体そういう状況にあるっていうことで年度末のいろんな支払いですとか、商売人さんにとってはこの年末の支払いっていうことになるのかもしれないですけど、厳しい状況にあって、次のやっぱり支援策に、今回の結果を生かしていただくようお願いしたいと思います。するべきだと考えます。以上です。

◆田村繁巳委員長 御意見でいいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆田村繁巳委員長 はい、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市公設地方卸売市場の土壤汚染状況・アスベスト調査結果について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に鳥取市公設地方卸売市場の土壤汚染状況・アスベスト調査結果についての御報告をお願いします。大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。委員会資料の40ページを御覧いただきたいと思えます。市場に係ります土壤汚染の状況及びアスベストの状況の調査結果につきましての報告をさせていただきます。

まず土壤汚染調査でございます。市場の再整備に当たりまして、土地の掘削面積が3,000平米以上となる見込みでございまして、土壤汚染対策法に基づく届出が必要となります。このために自主調査として法律に基づく調査、これは自然由来による土壤汚染地の調査でございますけれども、これを実施をいたしました。調査期間は10月19日～20日までの2日間ということで、ボーリングによる調査を実施をしております。

調査対象物質はそこにあります鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、この4物質についての調査をいたしております。試料の採取箇所につきましては市場の一番端っこの北側と南側の2か所を採掘をしております。調査内容につきましては市場の再整備におきまして、施設の配置とか面積案から、実際の工事の採掘深度が1メートル程度を想定をしております。これに基づきまして、環境省の基準に従ってマイナス1メートルを充足する範囲として、深度さらに2メートルを加

えまして3メートルを調査させていただいております。

調査は2つございます。土壌の溶出量調査と土壌の含有量調査という2つの調査を行っております。まず、土壌の溶出量調査でございます。これは雨水程度の水が入った場合に溶出される重金属の量を測定する調査でございます。これにつきましては鉛とヒ素が基準値を若干超えております。不適合という形になっております。フッ素、ホウ素につきましては、これは基準以内という形で適合という形になっております。

それから土壌の含有量調査につきましては、この4物質とも全てが土壌含有基準にこれは適合ということになっております。基準値を超えてないということでございます。

この調査につきましては、生活環境課に当該市場の敷地が土壌汚染対策法施行規則の第26条、これが特定有害物質で汚染されている恐れがある土地の基準、これに該当するかどうかの照会を行っております。回答としましては、現時点で基準への該当性については確認ができないと。過去の登記簿を取りまして大まかな地歴を調べております。過去は、ここは田んぼでございました。人為由来の有害物質が含まれる可能性は極めて少ないというふうに推定されることから、法律に基づく調査命令は行わないということにしております。

なお、鳥取市内では自然由来の特定有害物質が検出されている事例がございますので、自主調査として自然由来の土壌汚染状況を把握しておくことを勧めるという生活環境課の見解でしたので、このたびの自主調査という流れになっております。

続きましてアスベストでございます。現有施設の取壊しに伴います解体に要する費用を含めた設計・施工での一括発注を想定しておりますので、解体費用に影響するアスベストの含有材の調査を行いまして、その内容を設計・施工の要求水準書に反映させるための調査ということで実施をしております。10月13日～15日までの3日間、調査内容としましては書面、それから目視によるスクリーニング調査という形で調査をしております。

調査結果としましてはレベル1、これが1か所ございます。それからレベル3が127か所ということで、このレベル1から3につきましてはの説明はその四角の中に入れております。

レベル1といいますのはアスベストを吹付け材として使用しているところ。それからレベル2がアスベストを含有している耐火の被覆材とか保温材、断熱材、そういったものがレベル2になります。レベル3がその他アスベストの含有建材ということで、これは外から見ているだけでは分からない、建材の中等に含まれているアスベストということで、それがレベル3ということになっております。今まではこのレベル3については、特に法律による規制はなかったんですけども、令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づきまして、規制の対象に新しくなったということでございます。ということでレベル3についても調査を行ったということでございます。

今後の対応でございますけれども、土壌汚染調査の結果、2地点とも鉛、ヒ素が土壌溶出量基準に適合しなかったため、調査対象地全体が土壌溶出量基準に適合しない土地というふうにみなされます。工事による掘削によりまして土壌を敷地の外に搬出する場合は、法律に基づいた運搬処理が必要となるということでございます。基本的に敷地の外に土壌を持ち出す場合は適正な処理が必要だということになります。また、必要に応じまして区域指定の申請も検討をい

たします。これは今後の状況によりまして、生活環境課とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、アスベスト調査の結果につきましては、解体時の処置に相応の対応が必要となると想定される箇所につきましては、分析調査に移行してその結果を公表していきたいというふうに考えております。また、その他の箇所も含めた場所を示す資料を公表いたします。また、本内容につきましてはホームページにて公表いたしますとともに、その内容を踏まえた要求水準書を作成していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、説明があったんですけども、問題は今後の対応ですよ。ですから、その調査対象地全体、すなわち公設地方卸売市場敷地が土壌溶出量基準に適合しない土地とみなされます、こういう表現になっていますが、適合しない土地にみなされたら、そこでのいわゆる市場建設は基本的にはできないと。ただし、工事による掘削により土地を敷地の外に搬出する場合、法律に基づいて運搬処理が必要だということですから、基本的にはやっぱり法律に基づいて出てきたその鉛とかヒ素については、また掘り出したものを敷地外に取りあえず仮置きなら仮置きしといて、その運搬処理をするという考え方になるんですよ。ちょっとその辺の考え方を教えてください。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課大野でございます。このたびの自主調査によりまして溶出量調査のほうが不適合になったということで、含有量調査につきましては適合しているということでございます。基本的に土壌汚染対策法におきまして形質変更時の要届出区域として指定をするためには、この溶出量調査と含有量調査はいずれも不適合となる必要がございますので、今現在のこの自主調査を持って直ちに要届出区域の指定を行わなければならないという状況にはございません。ということで、基本的にはこれ鳥取市の多くの地域で言えることなんですけども、自然由来の鉛でありますとかヒ素というのは基本的に基準値を超えることが多いということもございます。そういった状況もございますので、本当にここで区域指定をすることがいいのかどうかということも、これはもう周辺への影響も当然ございますので、よく検討しながら今後の進め方については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連になるんですけども、以前の片原の貯留管のヒ素、これはかなりの費用をかけて九州に運んだような実態があるんですけども、ここもそうだったんですね。今の本庁舎でもヒ素が出た。ただ、これは敷地内で全部処理したから外に持ち出すっていうことはなかったんですけども、それから市民体育館もたしか出るっていう話になって、今の工事しているのもあるんだけど、これはどうするんか、ちょっと私もよく分からないんですけども、要するにこれを例えば残土処理を敷地外へ持って行って処理をするということになると、法外なまた費用がかかるわけで、いわゆる今度は事業費のほうにそこがかかってくるという格好になってくる。

ですから、今後この土砂をどういう形でそれこそ処理するか、この辺りが執行部としてはいろいろと業者とも話す中で検討していくことだろうというふうに思いますけれども、できるだけ、もし可能であるならば敷地内で処理できるような形での建設っていうかね、事業を進めていくっていう方法にしていけないとかなりの金額、どれぐらいの量が出るのか、ちょっと私もよく分からなけれども、もうかなり事業費にそれがかかるようなことになるんで、その辺りはしっかり検討してやってください。以上です。

◆田村繁巳委員長 いいでしょうか。はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策資金の申込期間延長について及び新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策資金の申込期間延長についてと新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について、併せて御報告をお願いいたします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課の西田でございます。それでは私よりも、新型コロナウイルス感染症対策向けの地域経済変動対策資金の申込期間延長について御説明させていただきます。資料は41ページになります。

いわゆるコロナ資金と言ってますけれども、この資金につきましては、昨年度5月以降、現行の制度で継続にはしてきておりますけれども、これまでコロナ禍におきまして、売上げの回復等の状況を見ながら、中小企業の資金繰り支援のために取扱期間を延長してきております。その中で、このたびさらに申込期間を令和4年3月末まで延長することとなりました。この資金の制度概要につきましてはこの資料のとおりでございます。これに変更はございません。本資金を借入れするためには国のセフティーネット保証の認定が必要でございますけれども、この認定行為につきましては企業立地・支援課のほうで行ってきておるところでございます。認定の状況につきましては後ほど御説明させていただきます。

この期間の延長によりまして、この利子補助制度につきましても併せて期間延長をしたいと考えております。この資金を受けてから当初5年間の年利0.7%相当の利子について、融資を行いました金融機関に対しまして補助をするものでございます。この市が補助するもののうちの2分の1を県から補助を受けて行っております。予算は既存の予算の範囲内で賄えるということで、このたび増額の予算の要求はしていないところでございます。

期間の延長につきまして具体的には保証申込みを令和4年の3月31日までにに行いまして、融資実行は同年の5月31日までにを行うものとなります。

融資の実績につきましてはですけども、一番下のこの表のとおりでございます。本年度令和3年4月以降に入りまして、特に5月以降ですけども、前年に対しましては減ってはいるものの実行件数、実行額とも5月以降はほぼ横ばいで減少していったというような状況にあります。

続きまして、資料の42ページを御覧いただきたいと思います。この中小企業信用保険法の規

定によるセフティーネットの認定の状況でございます。これも下のグラフをまず見ていただきますと認定件数の推移、これにつきましても先ほど申し上げました融資実行同様に、本年度に入ってからほぼ横ばい状態で推移をしているところでございます。このセフティーネットですけれども、一事業者が複数回、複数の種類の認定を受けているということもありまして、上の業種別の認定の状況の表の中で、一番右段の事業所数当たり認定率というものがありますけれども、これにつきまして認定率が100%を超えているという業種がありますが、先ほど申したように複数回申請しているからというところであります。件数につきましては多いところで、建設業で1,062件、卸売業・小売業で826件、飲食サービス業で513件、製造業で326件などがございませぬ。また、認定率におきましてはその他の業種としまして、運輸業におきましては117.45%、宿泊業についても51.19%ということで、これらの業種が多くなっております。これは昨年の3月からのトータルの集計でございますけれども、これをこの本年の4月からのみで見ましても、特に認定件数とか、事業所数当たりの認定率、これの多い業種につきましては、全体として4月以降もトータルとして変わっていないという状況にございます。そういったところからやはり直近で言いましても、建設業とか飲食サービス業、卸売・小売、そういったところの業種についてはやはり売上げが落ち込んでいるということが言えるのではないかとこのところであります。

以上でございます。

◆田村繁巳委員 御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員 ないようでございますので、以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

しばらく休憩したいと思います。再開時刻は1時20分ということでよろしく申し上げます。

午後0時18分 休憩

午後1時18分 再開

【農林水産部・農業委員会】

◆田村繁巳委員長 文教経済委員会を再開いたします。

農林水産部・農業委員会の審査に入ります。初めに田中部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○田中英利農林水産部長 失礼します。農林水産部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

議案を説明させていただく前に、本日の日本海新聞にも出ていましたけど、国内の鳥インフルエンザの発生状況及び本市の対応状況等について少し報告させていただきます。11月に入りまして国内で高病原性鳥インフルエンザの陽性反応が相次いで確認されまして、現在までで養鶏場等で殺処分が行われた箇所は8か所となっております。本県におきましては昨日ですね、12月8日気高町の日光池で採取した糞便からこの鳥インフルエンザが確認されたということが

県から発表があったところでございます。この防疫業務等は鳥取県が基本的には行うこととなっております。現在感染防止のため養鶏場への注意喚起、出入口の消毒、防護ネットの点検などを行っているところでございます。本市の役割です。市内の養鶏場でこのインフルエンザが発生した際に、この場合、殺処分ということになるんですけど、県の要請に応じまして発生予防や防疫措置、交通規制等の協力、市民への情報発信等に努め、また、鳥取市保健所は、これは県東部4町で発生した場合を含みますけど、防疫要員や発生上の従業員の健康調査を実施するなど、県の応援を行うこととなっております。

現在までの本市の対応状況でございますが、11月18日と12月7日に本件に関する会議を開きまして、市内3か所あります養鶏場の発生に備えた対応の対策や体制を取っております。ちなみに市内3か所は湖山町の鳥取レイクファームで約11万羽、2つ目は河原町郷原のひよこカンパニーで約8,000羽、それとあと鹿野町青木の鹿野地鶏で約2,500羽が対象となります。また、現在年末年始の発生に備えた体制づくり等を行っているところでございます。今後、今会期中に何か変化がありましたら、後半の文教経済委員会のほうで報告させていただきます。

そうしましたら、本日の議案説明に移りますが、議案第143号は一般会計の補正予算で主なものとしましては人件費の補正のほか、スマート農業機器を導入する農業者に対しまして支援する費用や既設林道を適正に管理するために必要な予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

◆**田村繁巳委員長** 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**田村繁巳委員長** それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします、山川課長。

○**山川泰成農政企画課長** 農政企画課山川でございます。それでは農政企画課に関わる補正の概要について御説明させていただきます。お配りしております横長の資料1と事業別概要で御説明させていただきたいと思っております。資料1は6ページ目になります。事業別概要は37ページからでございます。

まず、農産物加工センター管理運営費ということで44万2,000円をお願いしております。こちらにつきましては鹿野そば道場にありますゆで麺機の修繕、ガスバーナーの点火不良等がございまして、その修繕に33万円、それから農産物加工センターの会計年度任用職員の人件費の関係で11万2,000円ということで44万2,000円をお願いしております。

続きまして、事業別概要37ページ下段でございます。スマート農業実装加速化促進事業費ということで990万5,000円をお願いしております。こちらの事業につきましては、スマート農業機器及び設備の導入経費に補助金を県市の協調で行っている事業でございますが、県の追加補正が6月にございまして、それから要望の取りまとめをということで、今のタイミングでの補正予算をお願いしているものでございます。内容としましては記載のとおりでございますが、

国府・福部地域でGPS付きのトラクターの導入、それから青谷吉田地域で防除用のドローンの購入等ですね、こういったものについて支援をするということでございます。

続きまして、事業別概要38ページ上段、もうかる6次化・農商工連携支援事業費35万3,000円お願いしております。こちらにつきましては、事業の内容としては6次産業化・農商工連携を行う者に対して補助金を支援するというものでございますが、平成26年度、27年度に気高町で営農しておりましたトゥリーアンドノーフという農業法人が有機路地野菜の生産に機械等の購入を行ったわけですが、有機の路地野菜から水稲へと切り替えたということで、その際導入した大根とかニンジンの洗浄機でありますとか、自走式の収穫機といったものの機器の残存価格の返還を求めるといったものでございます。総事業費は当時568万4,000円でした。補助金としては263万1,000円の補助金を拠出しておりまして、市としては87万7,000円拠出しておりましたが、残存価格に照らしまして、この歳出の補正予算35万3,000円は県のほうに返還するというものでございますが、資料1の3ページ目の歳入のほうに、各種返還金で52万9,000円というふうに歳入の補正もさせていただいております。こちらは県に返す分と市に返していただく分、合わせたところで52万9,000円の歳入がありまして、そのうち、県に返す分35万3,000円を歳出のほうに計上しているというものでございます。

農政企画課からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは林務水産課所管の事業について説明させていただきます。資料1の8ページをお願いいたします。中段、森林経営管理事業費のうち森林経営環境譲与税積立金でございます。森林経営管理制度を実施する財源となります森林環境譲与税の積立利息の見込みによる変更でございます。2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、林道管理事業費でございます。こちらのほうにつきましては事業別概要38ページの下段になります。令和3年台風9号及び8月の大雨の後に林道点検をいたしましたところ、林道路面の一部洗掘とか、舗装の沈下等ということで通行が困難になっているところを発見したため、今回復旧をしたいということでお願いをするものでございます。福部町細川の林道中野谷線で舗装沈下が1か所、用瀬町安蔵の林道美内谷線で路面の洗掘が2か所、松上の林道鳥取中央線で水路閉塞1か所、合計3路線で4か所、事業費156万9,000円の増をお願いするものでございます。

続きまして、漁港海岸漂着物処理事業費でございます。市が管理する漁港海岸におきまして漂着したごみ等を処理する事業でございますけれども、令和3年台風9号によりまして漂着したごみ等を改修・運搬・処理するために委託料を増額いたしまして、処分手数料のほうを減額するという支出費目の更正をお願いするものでございます。

続きまして、資料1で11ページをお願いしたいと思います。一番最後になると思います。繰越明許費でございます。漁港施設機能保全事業に関する繰越明許でございます。市が管理する漁港施設の長寿命化を図るために漁港施設機能保全計画に定めた工事を実施するものでございますけれども、船磯漁港の沖防波堤の補修工事、ひび割れがあります沖防波堤のひび割れを補

修する工事でありますけれども、この工事に際しまして漁業者等地元関係者との協議に日数を要したために、事業費の繰越しをお願いするものでございます。繰越額 2,414 万 5,000 円でございます。

続きまして、事業別概要に戻りまして 62 ページお願いできたらと思います。事業別概要で 62 ページ、予算書でいきますと 88 ページになります。債務負担行為でございます。漁港施設維持管理事業費の債務負担行為をお願いするものでございます。本市が管理いたします漁港は冬の冬季波浪の影響によりまして、漁港内に砂が堆積し、春先に漁船の出港に支障を及ぼすということがございます。そのため、年度内にしゅんせつ工事を発注し、4 月には出港をするために、それぞれの漁港を対象に令和 4 年度にしゅんせつを要する金額につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。限度額が 3,044 万 8,000 円でございます。なお、酒津漁港、船磯漁港及び夏泊漁港につきましては、令和 4 年度に機能保全事業によりますしゅんせつも併せて実施したいと考えておるところでございます。

林務水産課からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。それでは農村整備課に関わる部分について御説明を申し上げます。資料 1 は 9 ページを御覧ください。奥沢見渇水対策施設基金積立金で補正額は 1,000 円でございます。これは本年 6 月議会の本委員会におきまして御説明を申し上げました気高町奥沢見地区の渇水対策施設の維持管理に関わる国からの補償金の基金の積立てに伴う利息を同基金に積立てするものでございます。

続きまして、多面的機能支払事業費でございます。こちらは人件費の実績見込みによる補正を行うもので、補正額は 62 万 6,000 円となります。

続きまして、中山間地域等直接支払事業費で、こちら人も人件費の実績見込みによる補正を行うもので、こちらのほうは補正額は 68 万 6,000 円の減額補正ということになります。以上です。

◆田村繁巳委員長 谷口農業委員会事務局長。

○谷口博信農業委員会事務局長 農業委員会事務局谷口です。そうしますと資料 1 の 10 ページのほうを御覧ください。主なものの説明のほうをさせていただきます。

中段になりますけれども、総合農政推進費、補正額 14 万 5,000 円の補正ですけども、予算書につきましては 57 ページ、事業別概要書につきましては 51 ページのほうになります。この総合農政推進費ですけども、農業委員会の円滑な運営のための基本的な活動経費ですけども、この中の農業委員会だよりというものを年 3 回発行しております。農業者に対しまして農業委員会の活動の紹介でありますとか、農地の売買や転用手続の紹介、あと農作業標準受委託料でありますとか、農地の賃借料情報の提供、農業関連事業の紹介というものをやっているものです。これを年 3 回行っていますけれども、このたび昨年と同額の予算組みをしておりましてけれども、今年度公開見積り合わせをしたところ、単価が大幅に上がっておりまして不足をするというような状況になっております。3 回を 2 回にというふうなことも考えましたけれども、農業者にとって重要な情報提供であると同時に、農業委員会といたしましてもこの業務につきましては、

情報提供、非常に重要だというふうに考えておりますので、このたび14万5,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

農業委員会事務局から以上です。

◆田村繁巳委員長 以上ですね。はい。御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手お願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 補正の説明はあっただけ、追加提案、追加の補正の分は説明あるんですか。

◆朝野和隆副委員長 追加はこの次じゃないですか。

◆上杉栄一委員 この次か。そうか、ごめんなさい。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

令和3年請願第3号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願 （質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 それでは続きまして請願審査に入ります。

令和3年請願第3号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願につきまして、委員の皆様より御意見をお伺いいたします。岩永委員。

◆岩永安子委員 請願事項が2つありました。私は2つ目のところの食料支援制度を欧米並みに創設し、というところを調べてみました。請願と一緒に配られた資料がありましたが、そこにも日本の食料支援対策ということでアメリカとフランスの支援状況の記載がありましたが、フードバンクの大体歴史がアメリカでは50年、フランスでは30年の歴史があって、日本はまだ10年弱というような歴史だと思えます。こうしたフードバンクに対して、それも、どれでもないと思えますが、法で認められた団体に寄附した場合に、アメリカでは所得控除とか優遇制度などが認められているということが分かりました。また、アメリカには政府が余剰農産物をフードバンクに提供する制度があります。そういう制度があることによって食料の寄附が進むということが分かりました。ここの2つ目の食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援することっていうのの中には、所得控除や優遇制度をつくったり、特に余剰農産物を政府が買い取ってフードバンクに提供するという制度を創設して支援してほしいということだというふうに思いました。

それで請願事項の1番の米価下落という点については、2021年産米のコシヒカリや、それから特にきぬむすめなどは60キロが1万2,883円が新米の売買価格ってというようなことが日本農業新聞なんかにも紹介されておりました。全国平均では13%安いということも大きな見出しで出されておりました。そういう状況の中で政府が米を買い取って、市場から隔離して、米価下落に歯止めをかけると。さらに生活困窮者、学生などに食料支援として政府が支援するというのをこの請願では求めています。前回継続審議ということになりましたが、私は改めて調べて、ぜひ採択するべきだというふうに思っています。

◆田村繁巳委員長 請願事項の1、2項目について岩永委員のほうから御説明ありましたが、

前回の審査でたくさんの御意見聞いております。ほかにございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 この請願、9月に出てから大分日数が経過しています。衆議院選挙も経過し、それで国のほうからも施策を進めているという状況で、①の問題については時期を逸したんじゃないかと私は考えています。

それから2番について欧米並みということが修正されなかったと、先ほど説明がありました。その説明をるる書いていただければ納得できたかなというふうに思うわけですが、それが修正されない限り、文言審査で私は賛成できないということでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかに御意見ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 西村委員さんに聞いていいでしょうか。

◆田村繁巳委員長 委員間討議という格好ですね。（「意見交換」と呼ぶ者あり）意見交換ですね。はい。

◆岩永安子委員 時期を逸したっていうふうに言われたんですけど、政府は幾らか、15万トンですかね、市場隔離するということなんですけども、やっぱりそれだけではまだ足りないという状況はあると思うんです。それで、政府の選挙を通して変わった姿勢っていうのは評価したいと思いますが、今の状況ではまだ足りないという状況だと思います。やっぱりさらに進めていくためにも、こういう意見書を上げるということが改めて農家の状況を分かってもらう一助になるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 おっしゃることに一部賛同するわけでありますが、昨日、鳥取県の米の作付の目安が公表されております。そういう中で22年産に向けてもう動いているわけですので、総合的な政策については、もう既に新たな施策が講じられていくということで私は理解しておりますので、そういう中で米の下落だけではこの請願受けてということじゃなくして、総合的な農政の中で論じられるべきだというふうに考えております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、西村委員のほうから、昨日その発表があったということなんですけども、いずれにしても米価は下落ずっとしてきてるわけですよ。だから、そういった状況の中で、これ以上米価の下落を歯止めをかけないと、ほんとに生産農家の皆さんにとっては大変な状態に今、陥ってるっていうのが、これが現実だと思いますよ。確かにそれで請願事項の1、2で、前回西村委員のほうから2項目めについて、例えば文書修正含めて出されれば賛成だっていうこともあったと思うんですが、そのままで来とるんですが、いずれにしてもね、やっぱり生産農家の思いもしっかり我々自身は受け止めなくてはならないと思いますし、ただ、2項目めについては生活困窮者だとか、あるいは学生っていうふうになってはいますが、これはこども食堂も含めての話だと思いますから、そういった意味ではそういったところへの支援もしっかりやっていこうぜということなんで、いいではないかないうふうに私は思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかに御意見ございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回、1項目については採択すべき、2項目については採択、不採択という形

で、この状況が変わってない限りは、委員の考え方ですね、限りにはそれこそ部分採択っていうことはもちろんできんわけですから、そういう状況になれば、これをまた延ばす話にはならんので、ここで採決を取って一旦それこそ結果を出すというほうがいいのかというふうに思います。もし、前回もその話があったように、1項目だけでも出せばそれは採択だけれども、2項目については不採択ということであるならば、もう一度改めてまたそれこそ1項目で出されるか、そういった考えしかないのかなという気がします。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか、御意見。

前回と同じように、そのまま請願として出てまいりましたので、1項目、2項目分けてというわけではなく一括しての内容ですので、その辺は委員の皆さんも見られたとおりでございます。そういうことを踏まえて、ちょっと御意見あれば聞かせていただきたい。はい、平野委員。

◆平野真理子委員 委員長、それはあれですか、もう1項目めについては通るんだという思いでのお話ですか。

◆田村繁巳委員長 一括しての話だと。はい。

◆平野真理子委員 今はそうなんですけども、例えばこれを出し直したときに、もうこれは生きてるって話で。（「関係ない」と呼ぶ者あり）それは関係ないですか。分かりました。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ですから、基本的に提出者がこの請願について一旦は取り下げて、改めて、例えば2項が本当に問題だって皆さんがおっしゃるのであれば、一旦取り下げて1項目だけの新たな請願を出されるというのも1つの方法でありましょう。だけど、これはもう既に出されとるわけですから、少なくともこの内容で賛否を採るということに結論的にはなるではないかな、そのように思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 意見が大体出尽くしたような感じもあるんですが、それでよろしいですか。

はい。それでは請願第3号について採決したいと思います。まず、討論があれば討論お聞かせいただきたいと思いますが、大体今の御意見でいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 じゃあ、討論なしということで。

この令和3年度請願第3号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆田村繁巳委員長 挙手少数と認め本請願は不採択とすることに決定いたしました。

不採択理由については、先ほどの2項目め、これが非常に議題になっておりましたので、この点についてのことでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい。ということで、不採択理由というのはこの2項目めの食料支援制度欧米並みにということで議論がありましたけど、ここではなかなか理解いただけないということで決定するというでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 はい。以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了します。執行部の皆さん

は御退席ください。

【その他】

議会報告会・意見交換会について

◆田村繁巳委員長 続きまして、その他として議会報告会・意見交換会について入ります。

10月31日、鳥取市役所にて鳥取市議会議会報告会・意見交換会を開催しました。その中で出された意見で、特に重要と思われるものについて議会として執行部へ伝達することになっています。意見交換では文教経済委員会が提案したテーマ、放課後児童クラブの充実についてとGIGAスクール構想の取組について、市民から御意見を伺ったところでもあります。お配りしています資料どおり、議会から執行部へ伝達すべき内容をまとめております。委員の皆様より御意見をお願いします。よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 放課後児童クラブの充実についてとGIGAスクール構想の格差解消についてという、それぞれ別のグループで意見交換されたものをまとめた文章がこれですよということですか。

私は、自分が放課後児童クラブの充実についてのところに参加をしておりましたので、そこで出されたもっと生の声というか、それはそごがあるかもしれないけど、そこに参加された方の理解の声、それとこういうふうにきれいにまとめられていると、何だか分からなくなってしまって、これ教育委員会ですよね、教育委員会にこれ出したら話に通じるんだろうかというふうに思ったりするんですが、それはいいんですか。

◆田村繁巳委員長 どうでしょう、放課後児童クラブの充実について、上杉委員。

◆上杉栄一委員 これまとめたのは議会広報委員会だわね。だから、議会広報委員会がこれをまとめた形ものを文教経済委員会の所管するそれこそ報告として出しておるわけだから、これはいわゆる議会広報委員会の責任ということになるんだ、これつくったのは。執行部でも何でもないわけだ。だから、議会広報委員会が議論をしてだ、それで、いわゆる話合いの内容をいろいろ書記してそれでこれを出したわけでしょう。だから、これは我々がつくる話じゃなくて、議会広報委員会がこの文教経済委員会所管の分について、執行部に伝達するものとして提案しておるわけだ。

◆田村繁巳委員長 ここに広報委員会のちょっと委員長がおられますんで、西村委員。

◆西村紳一郎委員 6月の全員協議会で令和3年度の報告会・意見交換会については要綱・要領を示しております。その中でいただいた貴重な意見は広報委員会で集約し、各常任委員会に諮り協議していただき、そして議長に報告し、議長が適切に対応していただくということになっておりますので、ここで協議をかけているということでございます。

このおっしゃった御意見いっぱいありまして、御意見はまとめたものは既に議長報告していますので、これは議長を通して執行部に提案する内容のものを、また、これは議長が適切に判断されるわけですが、そういうことで、ここでお諮りしているということですので、加除される項目があればここで御協議いただいたらということでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 西村委員から言われているとおりで、その前提になるのは岩永さんもグループの座長しておられて、座長がまとめられて広報委員会に出しておられるわけだから、だから、やっぱりあとは先ほど上杉委員からもあったように、広報委員会の責任においてこれはつくっておられるんでやっぱりそれを最大限尊重していかなきゃいけないのかなと思います。

ただ、私はそのグループ、放課後児童クラブのほうの関係で参加しておって、直接生の声を聞いたのは、やっぱり放課後児童クラブの活動がきちっと適切に行われる施設の確保や、あるいは施設の改修、そのことを盛んに言っておられたことが今、脳裏をよぎっておるんだけど、やっぱり施設の確保はもとより、施設の改善・改修といいますか、改善といいますか、そういったことも欲張りかもしれないけれど、もし可能であれば加えていただけたらな、そんなふうに思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかに御意見ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 長坂委員さん言ってくださったように、この施設の確保や改修、それから情報通信を含む生活環境の整備というふうにさせていただくということがいいんじゃないかと思えます。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、ここの委員会でこれ出した分について修正とかそういったことはできんわけでしょう。これ基本的には要するに広報委員会がつくるあれになるわけだ。だから、文教経済委員会としてそういう意見がありましたということだけど、そしたらもう一度、広報委員会を開いてだ、各それこそ常任委員会の意見を踏まえてもう一編作り直せる話になるんか。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 先ほどの西村広報委員長は協議してって言ってくださったので、だけえ意見を言っているんです。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということはここの意見をもう一編、広報委員会にフィードバックして、それでもう一度広報委員会のほうで各常任委員会から出た意見をそれこそ基にして、新たにまた、要するにこれも案だからあくまでも、そういうことをつくるということなんですね。はい、分かりました。

◆田村繁巳委員長 じゃあ、西村広報委員長それでいいですか。

◆西村紳一郎委員 そのとおりうたっております、要綱に。

◆田村繁巳委員長 そういう意見があったということで、広報委員会でもう一度もんでもらえるといえますか、議論してもらえるということですか。はい。じゃあ、それでよろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 私はGIGAスクール構想のグループには参加をしていないので、GIGAスクール構想のグループに参加しておられた委員さんがおられれば、これでいいのかどうなのかというこの意見も出していただければ理解が深まるんですが。

◆田村繁巳委員長 どうですか、その辺は。

◆西村紳一郎委員 これは皆さんグループで報告書を出すのに意見をまとめられましたね。その

まとめた意見は、みな、どの委員さんも共有していただきましたね。それを基に集約したのを広報委員会がしているんで、この内容で了として今お諮りしているわけですので、それ遡ってもう1回やれということじゃないでしょう。流れはそうです。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 流れは分かりましたけど、私や長坂さんが上の部分に参加しておったので意見を言いましたが、下のG I G Aスクール構想に参加しておられる方はこれでいいと思っておられるのかがちょっと聞きたいなと思ったんです。だって、そのまとめ全然知りませんから。

◆田村繁巳委員長 要は、放課後児童クラブで私の意見はこうだったんだけど、それではG I G Aスクール構想について、はい、意見がありますか。

◆長坂則翁委員 いや。ですから、岩永さんは放課後児童クラブのほうのグループの座長だったんでしょ。だから、G I G Aスクールのほうはまたほかのグループがやられて、その座長が報告をされた内容をまとめられているのが広報委員会です。だから、私はこれでいいと思います。なぜ言うかと言えば、決算審査特別委員会の文教経済委員会でも出たじゃないですか、このG I G Aスクール構想がいろいろと。ですから、ほぼ内容としては、例えば学校間格差があっちゃいけないよとか、そういった意味では先生方でもいろいろと知識の濃淡があるよだからというような話も出たじゃないですか。ですから、ある意味では私はこれでいいと思います、この内容で。以上です。

◆田村繁巳委員長 はい、よろしいですか。平野委員。

◆平野真理子委員 ちょっと文章の中で、これどういうことかなと思ったのがあったんですけど、児童クラブのところで、また指導員の確保につながるようスキルアップを目指した研修会というのがありますよね。これは指導員の確保につながるようスキルアップを目指した研修会というのは、あれでしたかいね、指導員を確保する側の人たちのスキルアップですかいね、これ指導員の確保……（「これは執行部に要求する文章です」）そうです、そうですけど、どういう意味ですか。

◆西村紳一郎委員 だから、指導員の確保が問題なんだけど、質の向上ということは御意見に出とったわけですが。ということは市が積極的に研修会の開催やそういうことに関わってねということをおっしゃったわけです。それを集約したのがこの言い回しです。

◆平野真理子委員 すごい集約してるなと思って。すごい集約してあるなと思って、この言い回しが。

◆上杉栄一委員 指導員のスキルアップを目指した研修会だったら意味が分かるけども、それを確保っていったらね。

◆田村繁巳委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 指導員の確保というのは賃金だとか時間だとかそういう就労のほうのこととか、そういう説明を詳しくするとか、この指導員確保という部分とそれから指導員のスキルアップの研修というのは別かなと思ったんですよね。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

- ◆長坂則翁委員 平野さんが言われるとおりだと思いますわ。だけ、ここは勝手に私が文章を言います。指導員の確保とともに指導員のスキルアップを目指した研修会、そんな文章ではどうでしょう。
- ◆田村繁巳委員長 あくまで指導員の確保と資質のスキルアップとは別だということですね、はい。そういう意見があったということでもいいでしょうか。
- ◆西村紳一郎委員 はい、分かりました。確保とスキルアップは別だということですね。分かりました。ありがとうございます。
- ◆田村繁巳委員長 はい、ということで、広報委員会でもた、その辺のことをもんでいただいて。これはまた、最終的に新たなもんがあれですが、常任委員会のほうで。もうそれはそれでいいですか。
- ◆西村紳一郎委員 もうここで出た意見で、これで協議いただいたということで、ここは。また、お示しします。
- ◆田村繁巳委員長 あとはその報告をよろしくお願いします。
はい、以上で全ての日程を終了しましたので文教経済委員会を閉会します。次回は12月17日に議案の審査を行う予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

午後2時6分 閉会

文教経済委員会日程 (議案説明・請願審査)

日時：令和3年12月9日(木) 10:00～

場所：7階 第2委員会室

教育委員会

◎議案【説明】

議案第143号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第11号) 【所管に属する部分】

◎報告

体験的学習活動等休業日の導入について

鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画(鳥取市読書バリアフリー計画)
策定の進捗状況について

経済観光部 (教育委員会終了後)

◎議案【説明】

議案第143号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第11号) 【所管に属する部分】

議案第144号 令和3年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号)

議案第147号 令和3年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算(第1号)

議案第148号 令和3年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算(第2号)

議案第157号 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第158号 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約
の協議について

議案第159号 鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定について

◎報告

営業時間短縮等影響緩和給付金の支給実績について

鳥取市公設地方卸売市場の土壌汚染状況・アスベスト調査結果について

新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策資金の申込期間延長について

新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について

農林水産部・農業委員会（経済観光部終了後）

◎議案【説明】

議案第 143 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 11 号）【所管に属する部分】

◎請願【質疑・討論・採決】

<継続審査>

令和 3 年請願第 3 号

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出を求める請願

その他（農林水産部・農業委員会終了後）

議会報告会・意見交換会について